

長野県行政機構審議会 外郭団体見直し検証専門部会（第3回）議事概要

開催日時 平成19年5月23日（水）13時30分～
開催場所 県庁議会棟401号会議室
出席委員 市川部会長 青木委員 岡村委員 小林委員 沼尾委員
県出席者 藤森行政改革課長ほか

1 開 会

（事務局）

それでは、ただいまから第3回長野県行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会を開会いたします。本日はおおむね4時終了をめどにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づき、市川部会長にお願いいたします。

2 議 事

外郭団体からのヒアリング

（市川部会長）

どうもご苦労様でございます。それではただいまから第3回外郭団体見直し検証専門部会を始めさせていただきます。今回は、団体を所管されております県の各部局からヒアリングと申しますが、意見をお伺いいたしました。本日は、今、18団体の検証を行っておりますが、そのうち10団体について、団体の皆様から直接ご意見を伺うことといたします。それぞれ説明をいただいたあと、ご質問や意見交換ということで進めてまいりたいと思います。順序につきましては、お手元に資料が差し上げてあるかと思っておりますけれども、それでは土地開発公社からお願いをいたします。

(1)（特）長野県土地開発公社

（長野県土地開発公社理事 御子柴伸男）

土地開発公社の理事の御子柴です。どうぞよろしくお願いいたします。右側にいるのが事務局長の三宅でございます。それから当公社の職員組合の執行委員長の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料に基づきましてご説明させていただきます。私ども土地開発公社は、改革プランでは平成24年度の廃止ということで方向が出ておりまして、それに従って、今現在、事業の縮小と人員整理等を進めているところでございます。

最初に事業及び現在の改革の実施状況について、お話をさせていただきます。私どもの事業の柱である先行取得事業の関係ですが、県の用地先行取得は、土木用地、施設用地があります。来年度、諏訪の建設事務所（後に「警察署」に訂正）の施設の用地取得について、現在、依頼をいただいておりますし、国につきましては、上田バイパス、茅野の坂室バイパスを現在やっております。

まして、平成20年度で一応この取得事業については終わる予定にしております。

事業の実績につきましては、資料に書いてあるとおりの事業の実績を上げているというところであり、このほかに、県の用地取得業務の現年度支援ということで、建設事務所、新幹線事務所、それから高速道事務所へ職員を配置して、現年度の用地取得を支援しているという状況でございます。現在は、建設事務所は5カ所5名、新幹線事務所には3名、それから佐久の高速道事務所に1名ということで配置をしております。

当会社としては、用地業務ということで県の重点事業への協力を今までずっとやってきております。高速道、新幹線、流域下水道、空港建設等、ピークには年間10名の職員を（県へ）派遣してこれらの用地業務に携わってきたという状況でございます。

それから4番の長期保有土地の状況でございます。これにつきましては、現在残っているのが産業団地の43.4ヘクタール、金額にしまして117億5,400万円という状況です。これにつきましては、18年度末までに当会社の産業団地分譲損失引当金の48億円をここに投入して、その残りがこれだけという状況でございます。当会社の損失引当金につきましては、これで0円という形になります。それから代替地につきましては、これは新幹線等の代替地として取得したものが、直前でのドタキャンとか、いろいろな状況で残っていたものということで、今まで整理をしてきております。現在、1,243平米ありますが、これは4カ所、そのうち1カ所がもうじき契約になります。そのほかの処置につきましては、年度内で一応処理ができるのだということで今進めております。

それから組織のスリム化の問題でございます。ここが私どもにとって、24年廃止の方向では一番頭の痛いところと考えておりますが、平成16年で36名、17年度は32名、それから18年度は27名、19年度、今年度は今現在20名ということになっております。17年度以降に、この廃止の方向が出たということで、早期退職者が4名、それから別のところに再就職をしたという人が5名ということで、全部で9名が廃止という方向の中でやめているという状況です。

当会社は、ほかのところと同じように団塊の世代の方々が非常に多いです。ちなみにこの20名が今後、早期退職ではなくてどういう形でやめていくかという数字を申し上げます。20年度は19名となりますが、21年度は13名、それから22年度が8名ということで、この2カ年で11名が退職というような形になります。23年度には、プロパー職員は6名、廃止の24年度では5名という形になるということです。

人員整理につきましては、6番でも再就職支援等ということで、公社独自の再就職のための教育訓練制度や休暇制度を設けておりますし、それから希望退職制度を設けて、再就職支援を図っているという状況です。ちなみに19年度には1名、県の方に就職をさせていただいたという状況です。なお、そのほかに19年度からは、篠ノ井にありました長野事務所を本社のビル内に移転する、それから公用車の廃止とか、物件費の削減等のことを行って組織のスリム化、それからコストの削減ということについて行っております。

次に改革実施プランに当たっての課題ということで、3点書いてございます。1つは県事業の用地取得の関係でございます。先ほどもお話ししましたとおり、建設事務所には現在5名の職員を配置しています。過去には全建設事務所に配置をして、用地の現年度取得等についてご協力をさせていただいております。現在、5名以外の建設事務所については、用地経験の浅い職員がおいでになるということで、公社職員の配置というものの希望が非常に高い。そういう中で、公社のOBを臨時的に活用させていただいて、その専門性というのをカバーしているというのが状況で

ございます。また最近、建設事務所からは、事業量も増えて短期間にその用地を取得しなければならないという問題もあるということで、何とか公社の職員を配置できないかというようなお話も聞こえてきます。

それから直轄事業、国の直轄事業の先行取得の問題がでございます。直轄事業につきましては、改革実施プランによって、公社としては20年度以降、新規受託を行わないという方針が出ております。その方針の中で、長野東バイパスの用地取得という問題が出てきました。これについては、うちの方では、当公社として受けられないということで、長野市の土地開発公社さんが対応するということになりました。先般、長野国道事務所にお伺いしたときも、国道事務所からは、「今、公社が受けていただけるならお願いしたいという事業があるんだよ。また直轄の事業の受け皿というのは今後どうなるのか。」ということで、困っているというようなお話もありました。

ちなみに改革実施プランでは、「直轄事業の受け皿としては、地元の市町村土地開発公社等への移行が考えられる」となっています。しかし、長野東バイパスの場合は、長野市さんの体制が整っていたからできたと考えております。今後、市町村公社への移行といっても、市町村公社の現行体制から考えると、非常に困難ではないかなと予想されます。また複数の市町村にまたがる案件についてはできないという問題がありますし、県がやめるからその業務を市町村にゆだねるといことは、市町村への負担の転嫁ということになるのではないかなと思っております。ただ、どちらにしても、今後、直轄事業の受け皿、用地買収というものの問題を抱えていると認識しております。

それから3番目の公社機能の再評価ということでございます。(県企画局)土地対策室の推計では、今後、年40億円程度の事業量が見込まれていると、前回の会議でも述べられております。しかしながら、公社が新規事業を平成20年度をもって終わるということになると、20年度以降の県直営化に向けた体制というものが、いまだもって見えてこないということです。例えば県の直営化ということになると、業務量に応じた用地取得に精通した組織体制の整備や強化、それから私ども土地開発公社の職員が持っているノウハウの継承という問題とか、用地特別会計の設置、それから土地開発基金の積み増し等々の問題があるのではないかなと思っております。

私ども公社は、30数年にわたり公拡法(公有地の拡大の推進に関する法律)という法律のもとにその機能を果たしてきました。国や県の土木、公共事業の用地先行取得ということに携わって、県民のために貢献してきていると思っております。その上に立って国の直轄事業との関係、それから長野県が行う土木事業と公共事業の用地業務において、公社が持つ公拡法に基づく機能というものが、本当になくしてしまっているのかどうか、非常に疑問を持っております。当部会におきましても、この機能の必要性、有効性について、再検討していただければと思っております。

先日のある新聞に記載されていましたが、国土交通省の調査では、国道整備で開通まで平均14.3年かかるという調査が出ました。道路整備を含め公共事業は、工期が長引けば長引くほど人件費等いろいろな費用がかさむため、効率的な整備をするためにということが求められています。厳しい財政事情から開通まで時間がかかりすぎるといことで、5年後には平均事業期間を10年に短縮したいと述べられています。この5年間を短縮するということになると、用地取得というものがかなり短縮しなければならないのではないかなと思います。通常、用地取得の場合、本人が「では売りましょう」と言ってから、自分の家の設計、どこに住むか、いろいろなことを勘案しまして、最短でも1年、長ければ1年半くらいというタイムラグがあります。家を壊して更

地にして明け渡すまで、そういうタイムラグがあります。用地事業のスピードアップをするためには、やっぱり当公社の機能というものが必要なのかなと思っております。また一般的に土木事業の場合は、「用地が取得できれば事業全体の7割が完成したんだ」と言う方もおいでになります。そういう意味で、私どもは、この公社が持つ公拡法の機能というものを、これをしっかり検証していただければと考えております。

次に公社の機能と貢献につきましては、前回の企画局の方からもいろいろな資料が出ておりますので、時間もありますので省かせていただきます。なお、ここで私どもの職員組合の委員長の方からも一言お話をしたいということがございますので、替わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

(長野県土地開発公社職員労働組合執行委員長 高木 悟)

このような発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。私は長野県の土地開発公社職員労働組合で委員長をしております高木と申します。よろしく願いいたします。長野県土地開発公社職員労働組合は、県出資等外郭団体改革基本方針を受け、私たちとその家族の生活を守るため、組合を設立しました。私はこの春まで新幹線事務所で用地取得をしておりました。それまでも県下各建設事務所で用地取得業務をし、県の土木行政の一翼を担ってきました。私も含め公社職員は、用地取得の実績と経験を買われ、大規模プロジェクト事業の箇所は、最初から公社職員が担当するのは当然という状況の中で、それをこなしてきました。長野県の公共事業の推進に少なからず貢献ができたことに満足感とともに、用地に関してはだれにも負けないと思っております。また現場事務所においては、経験の浅い県の職員に対して、自分たちが培った用地事務、用地交渉のノウハウを伝え、用地交渉での悩み事相談にもなっております。数字にこそあらわれておりませんが、公社職員のノウハウは現にあると思います。

近年、地権者の権利意識の高揚に伴い、公共事業といえども土地の買収は困難になってきました。買収交渉に当たるには、税法、登記、農地法、建築基準法等の幅広い専門知識を必要とし、地権者の都合で昼夜、休日を問わず対応しなければならないのが用地事務です。単に土地を買うのではなく、人の心を買わなければ契約になりません。私たちは用地事務を一生の生業(なりわい)と自負しております。

私たちは改革基本方針も改革実施プランにも疑義を持ち、納得しているわけではございません。廃止の理由に挙げられている産業団地の売れ残りについて、その責務が土地開発公社にあるような表現は、産業団地を計画立案し、販売責任を持つ県の責任を回避するものであり、容認できません。廃止という言葉を使い、一つの組織をなくすのに雇用先を明確にしないプランなどあり得るでしょうか。改革基本方針が発表されてから2年以上の間、職員、その家族の精神的ストレスがどれほどだったか考えていただきたいと思います。そんな状況の中、小さな子供を持つ4名の若手中堅職員は、将来の生活設計に悲観し、新たな職を求めて公社を去りました。決して県があっせんしたものではございません。

公社は30年以上にわたり、国・県の事業計画に沿って、用地買収を行い、その取得事務費で成り立っております。決して県より補助金をいただいている団体ではございません。道路・河川・学校・警察署等の県施設を整備するため用地買収をし、完成したあと県民がそれを利用させていただくことは、十分に県民益にかなっているものと信じております。公共事業が減少し、先行取得

制度の活用範囲が狭まったのは事実ですが、各事業に伴う用地取得は今後も継続するのではないのでしょうか。公社職員の専門性を活用しないことは、県にとって損失だと思います。私たち職員とその家族は、(改革基本方針)発表以来、将来の生活、日々の仕事にも不安を抱いて暮らしております。いまだに生活設計ができない職員もおります。組合を代表してお願いします。職員とその家族の不安を一日も早く解消し、もとの生活を取り戻したくお願いするだけです。以上です。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

先ほど、一番最初のところで、私の方から来年度の用地取得ということで、諏訪建設事務所と言ってしまったみたいなのですが、諏訪警察署でございますので、訂正させていただきます。

(市川部会長)

以上でよろしいですか。委員の皆さんからご質問、ご意見等ありましたら、どうぞ。

(青木委員)

国の直轄事業で、今、予定されているのは長野バイパスだけですか。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

現在、私どもがやっているのが、上田バイパス、それから茅野の坂室バイパスです。それから長野市の土地開発公社がやられているのが、長野東バイパスということです。ただ、ほかにもあると聞いているんですが、具体的な名前については、現在のところ私どもでは聞いておりません。

(小林委員)

平成24年度でしたか、そこで廃止するかどうかはともかくとして、いわゆる検討するときに、中長期のこともよく考えておかなければいけないと思うんですが、市町村合併で、市町村の足腰をしっかりとさせるという方向に、中長期的にはどんどんなっていくわけですね。そうすると、先ほどの市町村への(負担の)転嫁の問題があって、できないところが云々というお話があったんですが、中長期的には、それを受け入れる体制ができるところが、今後、少しずつ増えていくということにはなるのではないのでしょうか。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

そこら辺については、私どもがちょっとお答えできる立場でないということで、企画局さんの方にお聞きしていただければと思います。ただ、この間の資料を見ましても、やっぱり職員そのものが専従でいても、それは兼務であったりとか、そういう形になっていますので、例えば大きな事業が来たときに、果たして受けられるのかどうか。それから経験が、本当にそこで短期間のうちにそれができるのかどうかということは、ちょっとわからないということなんですけど。私ども公社としても、今までも市町村土地開発公社の皆さん方の研修とか、そういうのには参加したり、そういうものを催したりとか、行ったりということはやっております。

(沼尾委員)

「人の心を買う」という話なんですけどね。要は県の職員ではできないんだと。公社の職員でないとなればやはり人の心を買うのは難しいんだと。わかるような気もするんですが、そののちをもうちょっと説明ができれば、こういう専門家集団を残しておく必要性というのが認められると思うんですね。ただそれをなかなか口でこう表現するのは難しい。数字で出せない。お互いにジレンマに陥っているところだとは思いますが。そののち、少し、この場ですぐというのには難しいかもしれませんが、ちょっとヒントになるような、「こういう技能を俺たちは持っているんだ」というところをご披露いただくことはできますかね。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

どういふ経験をしているかということ・・・

(沼尾委員)

特に人の心を買うという、この表現がいいのかどうかわかりませんが。

(長野県土地開発公社職員労働組合執行委員長 高木 悟)

用地交渉にはいろいろな、相手があるから、それぞれいろいろな家の問題というのがあるんですね。各地権者・・・

(沼尾委員)

交渉の前提となる各地権者の事情という・・・

(長野県土地開発公社職員労働組合執行委員長 高木 悟)

そうです。「こんにちは」と言って、そんなことを最初から言う人というのはまずいないんですよ。足を運んで、自分が信用してもら。では信用してもらにはどうすればいいかというところに、やっぱり入ってくるわけですね。相手が自分の家の問題、自分の家の財産から始まって隣の人にも言いたくないような家族の構成、いろいろな問題。これを、何回か通うことによって私を信用してもら。この人にだったら自分の財産を託してもいいという気持ちまで持っていくというのは、これちょっと難しいと思うんですが。ただ、それには、例えば相続の問題だったら、相続にはこういうふうにしてこういうふうによればというような問題、土地に抵当権が入っていれば、こうやって抵当権を解除できますよとか、そういうような、公共事業といえども土地を売った場合には税金はこういうふうにかかってくるんだとか、こういうような問題を、質問されたら的確に答えるという。だけでも、さっき言ったみたいに、私らがその家にあげてもらって、そこまでその人の心を導き出すというものというのは、ちょっと口では難しいかと。

(沼尾委員)

それは県の職員では絶対無理なのか、絶対ではないかもしれませんが、これは非常に難しいんだということをご説明しているわけですね。

(長野県土地開発公社職員労働組合執行委員長 高木 悟)

そうですね。やはりそこに経験の多い、少ないというものは出てくると思うんですよ。

(沼尾委員)

やっぱり経験でしか培われない、ノウハウでありテクニックだということですね。

(長野県土地開発公社職員労働組合執行委員長 高木 悟)

私、県の職員にも、自分の家族にも、自分の友人にも言うんですが、どうしても話をしているから相手の心を探ってしまう。それがずっと・・・

(沼尾委員)

仕事柄、私生活にまで・・・

(長野県土地開発公社職員労働組合執行委員長 高木 悟)

そうなんです。だから、今、先生(沼尾委員)と話をしていても、そういうことを探ってしまうという、ちょっと嫌なあれなんです。ただ、やっぱりここまで、相手は一体何を言おうとしているんだろうというのを導き出すと言いますか。

(沼尾委員)

今、何を聞こうとしているんだろうという。それをこう、だれが聞いても、この人たちはすごい集団なんだというね、それが証明できれば、24年度でも何年度でもいってもらってもいいと思うんですよ、方針を覆すという意味で言えばね。それをどうやって説明するかというのが一番ポイントだと思っているのですが、それは口では言えませんといったら話にならないから。しょうがない、難しいですよ。どうやって証明すればいいのか、誰もできないかもしれませんね。わかりました。ありがとうございました。

(市川部会長)

極めて事務的な質問ですけれども、プロパー職員、現在19人いるんですね。これは都道府県土地開発公社のプロパーの職員として多い方ですか。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

現在のところ、多い方ですね。各県とも、やっぱりこういう公社の問題がございますので、人員削減とか、いろいろな形でやっておりますので。そういう面で、今現在は19名ということは、多い方の分類に入ります。

(小林委員)

先ほどの沼尾委員さんのお話ともちょっと似ているんですけど、何かちょっと何となくすれ違って、皆さんはもう実際に現場でやっていますから、体できっとおそらく、必要性だとか、実感しているし、こんなことは当然だというふうに思っているんだと思うんです。当然なんです。

我々がちょっとそこら辺、やっぱりわからなくて、今のいろいろお話も、何となくこうわからないんですね。いずれにしても、なるほどなと思うような、これがないとちょっと判断のしようがないと思うんですね。だからもうちょっと具体的に。

それから専門性の問題もあるんですけど、僕はやっぱり県庁の方々ってすごいと思うのは、どんどん転職しながら全く違う部門へ行きながら、結構短期間にすごい専門性を皆さん高めていますよね、一般職の方々。そうすると、それを超えるほどのやっぱり専門性を要求されるという、何らかの形で提示をしていただくことが、ちょっと必要じゃないかなと思うんですね。

それから専門性と、もう一つはその質の維持のためには、僕は2つ必要だと思うんで、経験ももちろん必要なんですが、やっぱりその人の持っている向き不向きもあるわけですね。そうすると、公社だから向き不向き、不向きな人もそこにいるわけですね、今度は。そうすると、必ずしもそのことだけが強みになるのか、それはわからないと思うんですね。そういう意味で、いくつか疑問があるんですけど。その辺、ぜひまたご説明いただければと思います。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

専門性という意味で、今、お話もございましたが。公社の場合は、例えば5年とか10年とか20年とか、最終的には30何年間、公社でやってこられるということですし、県の一般的な人事のことを申せば、これは私どもが言っているのかどうか、長くて4年とか5年とかということで異動してしまうということ。先ほども話がありましたとおり、建設事務所に全く新しい人が入ってきて、うちの公社の職員が、用地交渉というのはこういうのだということで教えて、ある程度になったところでまた転職されるということも、多分影響しているんじゃないかなということも考えられます。

(沼尾委員)

これは土地開発公社さんだけの話ではないのかもしれませんが、組織の見直しとか、組織の運用の見直しとか、という裁量というのはあるんですか。要するにオーナーは県ですよ。あるいはほかにも出資していませんか。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

県だけです。

(沼尾委員)

県だけでしたか。県の意向とは別に、土地開発公社において、例えばこういうふうに、プロパ-事業はないという話を伺っていますけれども、今までと違ったこの組織の運営の仕方、仕事のやり方をしていこうというふうに考えた場合に、そういう必要が生じた場合に、土地開発公社の裁量というか、自主的な考えに基づいてそういうことができるかということなんですけどね。

(長野県土地開発公社理事 御子柴伸男)

例えば組織を変えとか、新しい事業を興すとか、そういうことが公社単独でできるかというようなお話だと思うんですが、そういう場合は理事会にかけなければいけませんので、理事会と

というのは、今の理事は、公社に派遣されている私のほかに、県の部長さんたちがおいでになりますので、県の関与が全くなくなるということはありませんということ。だから逆に言えば、やりたくてもできないとかという、そういう組織的には、県と親会社・子会社（の関係であり）オーナーさんの言うとおりの形になるのかもしれませんが。

（岡村委員）

ただいまご説明いただいた内容とはちょっと異なって、今の沼尾委員の発言にやや関連もするんですが、公社の裁量性という質問が出た中で、この改革プランが策定された当時と県政のトップが変わっている中で、必要な公共事業をどんどんやりましょうと、それから工場誘致もどんどんやって長野県政発展のために果たしていきたいというような公約と言いますか、一つのお考えを示されている中で、公社としてそういう中でこういった役割を果たしていきたいというような何かこう、抱負なりビジョンがあったら、逆に語っていただければと思うんですけど。

（長野県土地開発公社理事 御子柴伸男）

私も長年、公共事業、土木事業の公共用地の取得ということについて、公拡法に基づく機能やそのノウハウを使って進めてきたということで、それに対して自負はあります。今後どうするのかということで、ただいまお話のあったように、そういう意味では用地交渉、用地の業務ということに対しては、県に対して貢献ができると、今後もできると思っております。また、私が赴任してからも市町村から、市町村の業務も受けることができるのかという問い合わせも来ております。私ももとして、本当に県の業務について、今後もそういう意味では貢献ができるということは、職員全体でもそう思っていると思っております。

（市川部会長）

よろしいですか。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。では林業公社の関係、お願いいたします。

（2）（社）長野県林業公社

（長野県林業公社副理事長 倉科利男）

林業公社の副理事長を務めてさせていただいております倉科利男でございます。私の右側が事務局長の小林直樹でございます。私の左側は職員組合の執行委員長の加藤修一でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは林業公社の関係を説明させていただきます。資料のナンバー2の1ページをお願いしたいと思います。県の改革実施プランを受けまして、林業公社では平成17年の5月に経営改善計画を策定いたしまして、各種の経営改善に努めているところでございます。この内容につきましては、県の森林整備課の方から説明されたことと思っておりますが、1の経営改善につきましては、施業の見直しによる経費の節減から土地所有者の権利関係の明確化までの内容でございまして、平成16年の長期収支予測による契約満了時、平成88年になりますけれども、その債務残高が63億円という格好で出させていただいております。これらの取り組みによりまして、平成18年度末まで

にこの債務残高を50億円に縮減しております。

またこれを実施していく中で、課題といたしまして、資料の右側のようなそれぞれの課題を記載してございますが、公社から見ました問題点といたしまして、改革実施プランでは廃止が前提にもかかわらず県行造林移行期間が不明確なため、でき得る経営改善には限界があるということ、それから移行スケジュールや移行後の姿が明確ではないということ。それから組織につきましては、プロパーの職員の退職による減少、これに伴いまして県職員派遣の若干の増となっておりますが、長期的な視点に立った計画的な職員体制を構築することが必要でございますけれども、プロパー職員の退職後は新規採用してないということで、また県職員の派遣増が見込めないといった課題がございます。

それでは資料の2の次のページをお願いしたいと思います。戦後、荒廃しました山野をそのままにしておきましたら、今の森林はないというぐあいに考えております。また放置されて矮林(わいりん)化してしまった山野を新たな森林に整備をしよういたしますと、非常に莫大なコストが必要となってまいります。こうしたことから、国を挙げまして森林の復興を図る手段として林業公社が設立されたわけでございます。

造林事業の実施状況につきましては、写真でご説明したいと思います。左側の上の写真は、根羽村にございます「アラノ廻しナンバー3」という団地でございます。この団地につきましては、根羽村と昭和52年から昭和59年にかけて契約したものでございまして、契約期間は70年でございます。面積が77.17ヘクタールにスギ、ヒノキを植栽してございます。上段の写真は植栽後しばらくして撮ったものでございまして、下段が現在の状況でございます。林業公社の現在の保育事業の主体は、間伐、枝打ちでございます。林業公社の造林事業の主体でございます間伐の中で、収入になる間伐につきまして、次の2の3ページをお願いしたいと思います。

この写真につきましては、昨年度、下伊那郡阿南町にございます久一山団地というところの間伐を実施した状況でございます。この箇所につきましては、契約地まで行くのに林道等がない箇所でございます。索道を張りまして、対岸へ自走式搬機、ラジキャリアと言いますけれども、これを使って搬出したものでございます。昨年度は、県職員等の研修の場として積極的に提供しております。また間伐材搬出の研修会の様子を、今の収入間伐を実施している状況と研修の状況を掲載してございます。この箇所につきましては、県職員等の研修の場として提供するとともに、公社職員もこの場所の研修の講師を務めさせていただきました。

写真でもご理解いただけたとは思われますけれども、林業経営につきましては、森林造成に要する資金の投資から回収まで、世代を超えた長期間の育成をもって木材生産が可能になる極めて特殊な産業でございます。また植林から育成、木材利用などの多くの段階で、さまざまな業種の方とのかかわりによって成り立っている産業でもございます。さまざまな時代の要請に応じまして、森林とのかかわり合いの手法を見出すことは必要とは思いますが、育成途上の森林を放置することは、森林そのものを荒廃させるので許されないことであると考えております。持続的な管理があってからこそ多面的な効果が得られるもので、持続的な管理をだれが行おうとコストがかかると考えております。

森林は本来、私有財産でございますけれども、私有財産を形成するということで所有者にすべて任せてしまつたら森林整備は進まないと考えております。少なくとも、お配りいたしました資料ナンバー2の1ページにもございますように、伐採された森林を再生、その過程を通じてさま

ざまな貨幣価値に置きかえられないいわゆる公益的機能、公益的な価値を生んでいるものと考えております。

林業公社といたしましては、県等からの安定した支援体制のもとで、行政のみでは行い得ない山守（やまもり）的サービスを行っております。また平成17年からの国の支援措置につきましては、平成17年から繰上償還の対象資金の充実が行われました。また平成18年からは、46年生以上60年生までの人工林に対しまして、将来に針広混交林化、広葉樹林化をするために伐採する人工林整理伐に対する補助制度が拡充されました。これによりまして収穫間伐への支援が強化されまして、大幅にコスト縮減を図ることが可能になりました。また平成19年からは、長伐期・複層林化と、林業公社がこれを行う場合の経営の安定化を推進するために、県の利子補給に相当する経費に対しまして、国の特別交付税措置がされることとなりまして、国の支援につきましては年々充実しております。そういうことから、これを活用しながら短期、中長期にわたりました経営改善計画を進めてまいりたいと考えております。

また、当初、契約期間が50年くらいでございましたけれども、現在は70年から80年へ期間を延長する変更契約を進めております。個人や共有林につきましては、確認作業に非常に苦勞しておりますけれども、土地所有者とは日ごろ管理や打ち合わせを通しまして、信頼関係を構築しながら対応しております。今後は一層取り組みを強化したいと考えております。林業公社といたしましては、最終的に生産し契約が終了するまで責任を持って林業公社が森林管理を行っていくべきであると考えているわけでございます。私の方からの説明は以上でございますけれども、今日は林業公社の職員組合の執行委員長がまいっておりますので、執行委員長の方からも一言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（長野県林業公社職員労働組合執行委員長 加藤修一）

林業公社で執行委員長をしております加藤です。よろしくお願いいたします。今、副理事長の方からもお話があったように、林務部森林整備課の方から出された存続という方向で、林業公社職員組合の方も基本的な方向に沿うものであって、評価しております。

また森林造成していくという長期にわたっての契約の中で、林業公社として、継続してきた森林整備を行う中で、土地所有者との信頼関係を今まで築いてきました。そんな上に立って、さらなる経営改善として施業の見直し、収入間伐の積極的な実施を行ってきております。今まで一貫して山を管理してきたという林業公社の役割は、とても大きいものだと自負しております。

これからも長期的に継続した森林の管理を行うためにも、我々プロパー職員の補充という格好で、実態としては4年後には5人になり、10年後にはプロパー職員は1人になってしまうわけですが、そういった中で県職員の派遣という県の施策を反映しながら組織の充実を図り、長野県の森林を守るという山守の役割として、これからも公社を存続する必要性があるのではないかと考えております。以上です。

（市川部会長）

説明は以上でよろしいですか。では委員の方から、ご意見、ご質問等ありましたら。

(小林委員)

先ほどの土地開発公社と同じなんですけど、結局、林業公社がなくなった場合と、これから、皆さんがおっしゃっているとおり今後も存続していった場合と、結局何が具体的にどういうふうに違っていくんですか。いわゆる県民の立場から見てですけれども。

(長野県林業公社副理事長 倉科利男)

一つは、より県民に負担がかかるのではないかと思います。県民というのは、より県の方に行った方が少し経費がかかるのではないかとというのが一つございます。

もう一つは、今、申し上げておりますように、山そのものは短期間にできるものではございませんので、契約期間が、今、70年から80年になっておりますけれども、それを県職員がやるといった場合に、大体県職員ですと2年とか3年で変わってしまいますので、本当にその山をずっと見ていけるのかというのが課題になるかと思ひますし、土地所有者にとっても、わからない方が来てという感じになるかと思ひますので、そんなことではないかなと思ひます。

(青木委員)

すみません、検証シートのところに、「分収林特別措置法に規定された分収方式による森林整備法人というのは長野県林業公社のみ」と書いてありますが、他県でも結構分収林や何かで、公社でやっていますよね。その何か根拠法令が違うのかどうなのかということ、同じですか。

(長野県林業公社副理事長 倉科利男)

同じでございます。はい。

(青木委員)

それからよそでも、林業というのは非常に難しいと思うので、分収造林契約というのは非常に問題があるのかなというような気もするんですけども。要は木材としての経済的価値がうんと高いときにはよかったんですけども、そうじゃないときに、今ちょっとそこが問題だろうと思うんですけども、そういうようなときに、そういう契約をこれからもやっていくということについてどうなのかというのが、ちょっと心配なんですけれども。

それともう1点は、一時、これは直接公社さんに関係ないと思うんですけども、山の整備を従来の例えば森林組合とかそういうところではなくて、いろいろな産業が入ってきてやるようなことを考えましたよね。その結果、何か声を聞いていますか。すみません、公社のこと、直接ではないかもしれませんが。

(長野県林業公社副理事長 倉科利男)

1点目の、私ども今、お願いしたのは、契約したものにつきまして管理をさせていただきたいというお話をさせていただきました。私どもの新規契約につきましては、平成13年をもって完了しておりまして、現在、新たな契約をしておりません。

それから2点目の、新たに入ってきたというお話の中では、これは県の方からお話しされる内容かと思ひますけれども、いろいろな方が入ってきておりまして、これは森林整備をする方に入

ったわけですね。従来ですと森林組合さんがほとんどやっておられたところに、建設業者さんとか素材生産業者さんが入ってきたということでございまして。実際には、それをやっておられる方、仕事の内容についてはとやかく私も言えませんが、その結果として、本来、森林・林業の担い手となるべき森林組合が弱体化したというような話は聞いておりますけれども。

(市川部会長)

公団造林というのがありますね。あれも大体管理は同じような形態でやっているんですか。分収とかそれと同じようなことですか、契約は。

(長野県林業公社副理事長 倉科利男)

今の部会長さんのお話ですが、公団造林につきましては、契約する場所がまず保安林であるところが、前提が違っていて、私どもの場合は、通常、保安林でないところをやっております。以降、保安林になったものはありますけれども、最初にそういうものが大前提だということが基本的には違っておりますし、もう一つ違うのが、契約するときに、土地所有者さんと公団と、もう一個は、公団の場合は森林組合が入っていて、3者の契約になっております。ほかの県では3者契約というのはあるかと思っておりますけれども、長野県の場合は、土地所有者さんと林業公社の2者でございます。

(市川部会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは、今度は道路公社、お願いいたします。

(3) (特)長野県道路公社

(長野県道路公社副理事長 島田忠明)

副理事長を務めております島田忠明と申します。よろしく願いいたします。はじめに基本的な事項を確認していただくということで、時間をいただきまして概要について、触れさせていただきたいと思っております。

まず資料の1、有料道路制度ということで書いてございますけれども、国または地方公共団体が道路を整備するに当たりまして、長大トンネル等、一般財源では整備が困難な箇所につきまして、その財源不足を補う方法として借入金を用いまして、完成した道路からは通行料金を徴収して、受益者負担でこれを返済に充てるという方式でございます。有料道路の利用によりまして、距離や時間が短縮され費用が節約されるというようなことで料金が設定をされておまして、また通常は、有料道路と並行しまして代替路線があるということになっております。

2の法人の概要ですけれども、の設立年月日、設置目的、組織の所在地等については、記載のとおりでございます。の出捐金ということで、法に基づきまして有料道路の建設に必要な資金の一部を県が出資することとなっております。現在、管理運営しております6路線7区間の合計で219億5,270万円の県の出資金となっております。職員数につきましては記載のとおりでございます。

管理路線の概要ということで、次のページに概要を示してまいりますのでお願いをいたします。まず表の1、2行目に記載をしてあるとおりに、三才山トンネル以下6路線7区間を管理をしておりまして、管理の延長は、計の欄に記載のとおり約38キロでございます。そのうち三才山、新和田はそれぞれ管理延長が15キロと長くなっておりまして、トンネルも2,000メートルを超えるようなものが増えております。

総事業費につきましては、合計欄のところに表示してございますけれども、713億円余りとなっております。それから料金徴収期間は、供用開始から、法と国の貸付金の要領によりまして30年間と定められており、三才山以下、料金徴収期間は記載のとおりでございます。現在、許可を受けている最短は、平井寺の平成30年の8月、一番長く残るのが新長野大橋、いわゆる五輪大橋の平成38年の12月となっております。

交通量でございます。17年度の実績交通量は、右側、計欄のところに表示してございます。下から6行目ですけれども、1,300万台余りになっております。下の方に印で記してございますけれども、松本トンネル以下4路線では、県からの要請によりまして、平成14年度から夜間無料等の社会実験を行っております。その夜間の通行量を除きますと、1,170万台余りでございます。

それから料金収入は、計の欄、下から4行目、39億7,000万円余り、約40億円でございまして、三才山トンネルの区間と新和田トンネル、それぞれ15億円余りで合わせて30億円。この2路線で全体の4分の3を占めているという状況でございます。

それから社会実験を行っている路線の区間につきましては、交通量についてこの資料には示してございませんが、実験前の14年度と17年度を比べますと、無料の夜間につきましては4.3倍、そのように急増しておりますけれども、昼間は100円ということでやっておりますので、昼間の交通量については1.8倍という形になってはいますが、収入増にはつながっていない現状でございます。ただ一方、周辺道路の騒音や交通渋滞等の、生活環境の改善は一定の効果が見られているということでございます。

総支出につきましては、借入金の償還がピークを迎えておるということから、下から2行目のとおり、51億8,000万円余りとなっております。単年度で9億7,000万円ほどの赤字となっておりますけれども、今までの収入・支出の差額等、内部の留保金が約140億円ほどありますので、その中から補てんをしております。また管理・維持改良費が一番下の欄のとおり18億円ほどかかっておりますけれども、17年度は橋梁の耐震補強等の特殊な工事が含まれておりまして、通常は年間7億円前後の維持管理費がかかっている状況でございます。

前に戻っていただきます。県出資等外郭団体の改革基本方針及び改革実施プランの概要ということでございますが、無料開放についてということで、公社の管理している全路線を無料開放し、団体を廃止すると。ただし、財務条件を満たした時点においてということで、実施プランでは平成26年度末となっております。県民の理解、それからプロパー職員の処遇、経営改善については記載のとおりでございます。

公社改革の実施状況でございます。平成15年度からホームページに決算等の経営状況の登載を行っております。また入札方式につきましても、15年度から建設工事、委託業務の受注希望型競争入札の導入を図っております。平成16年度から県派遣職員を減員しまして、プロパー職員の登用や県OB職員の採用を増やしております。状況は表に表示してございますが、県派遣職員につきましては、平成15年に20人でございましたけれども、17年には6人、19年には5人という形にな

っておりますし、県のOB職員につきましても、15年6人が17年18人、本年度は19人というふうに急増させておりまして、このことによりまして、人件費につきましては約7,700万円の削減を行っているところでございます。

それから平成17年度につきましては、料金徴収業務等委託について、従来JA等と随契しておりましたものを一般競争入札に移行しまして、約9,600万円の削減を図りました。それから18年度につきましては、公社の経営計画の策定を行いまして、改革実施プランの主旨に沿った運営を行っているところでございます。また本年度は、退職職員の手当の優遇等、プロパー職員の処遇についての要領を策定いたしました。

最後に課題等でございます。はじめに平成26年度末に改革実施プランのとおり無料開放し、団体を廃止するのであれば、当然県の出資金、約220億円を返済できない前提でございますけれども、現在、県が多く借金を抱え、また税収入が不透明の中、許可どおり平成38年度まで存続した場合には、県の出資金の免除が約30億円で済むと、こういうことございまして、平成26年度末に現在の県の基金残高と同じぐらいの額の出資金を返還しないということは、なかなか県民の理解を得ることは非常に難しいのではないかと思いますし、私どもとしましては、有料道路制度とあわせて大変困難なことと思っております。

次に先ほどの管理路線の概要で説明をいたしましたけれども、料金収入の約4分の3は、新和田、三才山トンネルの2路線が占めておりますが、社会実験を行っている路線は、全車種が100円、夜間無料というようなことで、台数は増えておりますけれども収入が大きく伸びるわけでもなくて、維持管理の費用が増加することから、全体の経営を圧迫している状況でございます。それから、プール制ではなくて、原則的には路線ごとの経理を行うというのが、法で示されている採算の原則でございます。

それから次に新和田、三才山トンネル有料道路につきましては、その下の表に示してございますように、2,000メートル級の長大トンネルや、27もの橋梁等の構造物を多く有してございまして、資料の管理概要の、先ほどの資料の中の最下段に示してございますけれども、三才山が7億5,000万円余り、新和田で6億4,000万円余りの多額の維持管理費を要している現状でございます。また大型車輛の通行が多く、山の中の長大トンネルというようなことで、事故の対応等、危機管理対応は、現地に管理事務所がなくてはなかなか難しいのではないかと思っております。

公社の廃止と有料道路の全路線の無料化は、冒頭申し上げました有料道路制度及び法に基づきまして料金徴収期間を設け、距離や時間の短縮等の便益を受けるものが負担をして、建設資金が償還できた場合に無料開放されるという大前提がございます。これに相反するとともに、全路線を無料開放するという、全国的に事例がない特殊なケースとなることから、国の許可を得ることは非常に難しいのではないかと思っております。

以上のことから、現在の許可どおり、平成38年度まで業務を継続させていただくことが望ましいと考えております。その中で私どもは、有料道路を快適に利用していただけるようさらに努めるとともに、一層の経営努力をしまして、なるべく早く無料開放できるよう努めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。引き続いて、プロパー職員の小林技師の方からご意見を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(長野県道路公社技師 小林義昌)

道路公社の小林です。外郭団体見直し検証部会において、公社職員としての意見をまとめてきましたので、報告したいと思います。長野県が策定した長野県道路公社改革実施プランの課題として、借入金の未償還金返済と県財政への影響、2つ目としまして県民の理解、3番目、プロパー職員の処遇等があります。多くの課題についてですが、十分議論されないまま団体の廃止といった結論が出たことについて大変遺憾であり、残念でなりません。このような廃止ありきの改革実施プランについては、到底受け入れられるものではなく、廃止については絶対反対であると。

公社・公団は、法律や議会の議決などを経て設立された正当な組織で、県の補完的業務を行っています。県の都合で廃止・存続と動くのではなく、有料道路制度にのっとって事業を行っていくべきと考えております。県のプランでは、プロパー職員の処遇について、いろいろ責任を持って雇用の確保を図ると明記されたのですが、県の対応につきましては、退職金の優遇ですとか、再就職のための教育訓練、再就職支援、休暇等、どれをとっても支援という形でありまして、県が責任を持って再就職先を確保するという意味では全くないという状況です。これにつきましては、県は責任を持ってプロパー職員を県職員、または廃止されない公社職員等、もしくは現在のままという形、再就職先を完全なる確保という形でしていただきたいと考えております。

我々職員については、将来の設計を立て希望を持って仕事に励んできたわけですが、平成26年度に突然の廃止という形は、すべてが倒壊してしまい、平成26年度に残ったプロパー職員、3人ほどおりますが、年齢が40代、50代になってしまい、再就職がかなり難しくなると考えております。このような状況下で職員は日々不安を抱えながら職務につきまして、将来設計すら立てられない状況、こんな中で職員が納得できる結論を期待するものとしております。以上です。

(市川部会長)

以上でよろしいですか。では各委員の方から、どうぞ。

(岡村委員)

これは小林委員の方がご専門だと思うんですけども、前回示されました検証シート、それからただいまいろいろご説明いただいたこの数字の中で、路線ごとの単独会計という説明ではございましたけれども、この合計欄で見ますと平成17年度の料金収入は、39億7,000万円余りということによろしいわけですね。このような収入実績がある中で、17年度についてはこの差額、すなわち9億7,000万円余りの欠損が出ていると。一方、改革プランでは、無料化を12年早めて平成26年としている、それから県からの出資金およそ220億円の償還を県にできないよというような、ただいまのご説明がありましたけれども、12年間前倒しをして、団体を廃止された場合に削減される経費もあると思うんですよ。これは主に人件費というようなことになるのかどうか、その辺もまたご説明いただければと思うんですけども、県に公社が維持管理を移管する6路線7区間、これを移管した場合に生ずる経費も出てきますよね。この場合にどちらの方が県全体として経費の削減効果が大きいのかということが、肝心だと思うんですよ。

それから県からの出資金、出資金というんでしょうか、の返還をできないとされていますけれども、12年間営業することによって、30億円ぐらいの未償還というか、未返還のものは残りますが、190億円ぐらいのものは返せるよと言っているわけで、これをやらない場合に、民間の親会社・

子会社というようなことの連結ベースで考えたときに、本当に長野県のために、廃止することの方が本当に得なのかというようなことを非常に私は疑問に感じてしまうので、その辺のところをちょっとご説明いただければありがたいと思います。

(長野県道路公社副理事長 島田忠明)

はじめに約10億円弱の単年度決算の赤字、先ほども説明をしましたがけれども、平成13年からオリンピック関係で整備した4路線、なかなか経営が厳しいんですけれども、その返済が始まってきて、償還金の額が25億円というような、17年度の場合には、大きな今ウエイトを占めております。それからもう一つは、26年度廃止という建前になっていたものですから、うちの方も、道路も26年度を見ながら、計画的な設備等の更新を図るような計画も立てておりましたので、そういう投資の増大もございます。ただ、先ほども申し上げましたように、初めから営業をしてきて、収入と、それから支出の差額を毎年積み上げております。それから料金の10%を、これはプール制みたいな話になるんですが、全体の有料道路で予期できないような災害等があった場合には、そこから支出ができるというような、そういう積み上げ金もございまして、その積み上げたものが、16年度現在では140億円ぐらいあります。したがって、その内部の留保しているお金から欠損額と言いますか、そこから回していると。それは予定されたお金だということで理解していただければと思います。

それから12年早くやめたときの維持管理の問題。これにつきましては、最後までやっていれば当然これは道路公社で料金徴収をした中から維持管理を出しています。県で維持管理する場合は、今度は税金を使うと。したがって、県民の立場からいったときには、その7億円というようなお金、1年間、今、我々使っているお金が、12年間分は税金の方に回っていくというようなことになると、なかなかそちらの影響も大きいのではないかと。

それから先ほどの220億円の県の出資金を免除していただくという件につきましても、これにつきましては、県の財政の方の考え方だと思うんですね。だから220億円、我々が返済を免除していただければ、26年で閉めますとこういう話なんです。県財政の方でその220億円という、一般財源ですからひものついたお金ではないものですから、投資を今これから新しい知事になって増やしていくというようなこともありますので、そこらの考え方が県の方で今回の場合には出てきたのではないかと、うちの方も思っております。許可の期間内はやらしていただき、なるべく県の出資金の返さない額も小さくなるように努力をしていきたいという考え方でございます。

(岡村委員)

12年間営業すれば、将来にわたって毎年39億円の売上があるとは思いますが、これから人口減少社会になっていく中で交通量も物流も減っていくだろうから、このままの売上があるとは思いませんけれども。仮に30億円で12年としても360億円の収入があるわけで、では公社だけで単体で考えれば、出資金を返さなくていいというので、それはよかったねという話にはなるんだろうけれども、県全体の連結ベースで考えたときには、本当に今のお話のように、営業して多少なりとも経費を稼ぎ出した方がいいのかどうか、その辺をちょっとお聞きしてみたかったですけれども。

(小林委員)

確認なんですけれども、今一応改革プランでは26年で廃止ということなんですけど、皆さんの主張は38年ということを出していて、38年になった段階では廃止ということなんですか。

(長野県道路公社副理事長 島田忠明)

法律の許可事項でございますので、新しいものを今のところやる予定はございませんもので、26年を延ばしても38年が最後の五輪大橋の期間でございます。そこでお金を返さなくても期間が来ればそこで無料開放しますので、このままいけば道路公社はそこで閉めるということでございます。

(小林委員)

それから、今、岡村委員さんの方から出た件で確認なんですけど、そうすると、今、26年で閉める場合と38年で閉める場合は、基本的にはその220億円が30億円ぐらいに圧縮できるとすれば、これで190億円。プラスその維持管理、これを返すために活動しているわけですから、その間、維持管理で7億円ぐらいは負担していますよということだとすると、これ、それを一般財源でやればその分だけ、それも県の一般財源は食い込むということですね。そうすると7掛ける12年というぐらいにはなるんじゃないかと。190億円プラス80億円ぐらいの、金銭的にはそうなるんじゃないかと。要は、これは受益者負担で、要するに負担をしてもらうか、開放してしまって一般でいくかという、そういう形ということですよ、結局。

あと一方で、今度開放した場合は、先ほどもご説明がありましたけど、夜間だと大体4.何倍というようなお話がありましたから、そういう経済効果が、それとの比較ということになるということなんですけど、こちらはちょっとまだ評価しにくいとは思いますが、存続している場合とやめた場合との間で、県サイドで、それ以外に何か費用が、逆に今度は廃止したらかかるか、今の7億円の問題は、維持管理は別としても、その辺はそれ以外のものというのはあまり考えられないですかね。

(長野県道路公社副理事長 島田忠明)

今のお話の、維持管理は有料道路でやっているのと一般県道になれば当然投資額は違うと思います。先ほど言ったように我々は7億円と言っていますから、それより落ちると思います。それから今度管理する、先ほどもお話ししましたように、山の中の特殊な長大トンネルがございますので、県の方で多分そこには人を張りつけなければいけないような事態もあるのではないかなというようなことからすれば、人件費の増大というのもそこについてくるのではないかなと思っています。

(市川部会長)

よろしいですか。ありがとうございました。ご苦労様です。では信用保証協会さんと農業信用基金協会さん、一緒に発言をお聞きしたいと思います。

(4) (特)長野県信用保証協会、(特)長野県農業信用基金協会

(長野県信用保証協会総務部長 塚田剛義)

長野県信用保証協会の総務部長をやっております塚田と申します。よろしくお願いたします。それでは私どもの意見につきまして発表させていただきたいと思ひます。ご案内のとおり、長野県信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立されておりますが、この信用保証協会法第1条の目的では、「この法律は、中小企業等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについて、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする」と規定をされております。

また同法第20条第2項で、中小企業者等について定義がされております。商業、工業、鉱業、これは採掘する方の鉱業でございますが、運送業、サービス業、その他の事業を行う中小規模の事業者、協会の区域内に住所もしくは居所を有する者、または協会の区域内において勤労に従事する者をいう、と定められており、中小企業以外の者を除外してはおりませんけれども、運用上は中小企業者に限定した取り扱いをしております。中小企業者の定義につきましては、信用保証協会法また当協会の定款等に具体的な定めはありませんが、信用保証業務は、国が行う信用保険制度と一体となった信用補完制度ということで機能をしておりますことから、中小企業基本法をよりどころに、基本法に定めのない各種組合等を加えた信用保険の対象となる中小規模の事業者だけを対象として取り扱っております。また保証の対象となる貸付金の資金にしても、やはり信用保険の対象となる事業資金に限定した取り扱いをさせていただいております。

平成18年度の私どもの事業規模を申し上げますと、保証残高、これ期末でございますが、5,939億円。年度の代位弁済額、これは事故になって私どもがかわって金融機関に支払う金額ですけれども、代位弁済額につきましては122億円でございます。代位弁済率は、保証平均残高に對しまして2.08%となっております。なお、保証平均残高は5,848億円でございます。

次に農業信用基金協会さんとの合併についてでございますが、信用保証協会法には第24条以下に合併の規定はありますが、これは保証協会同士の合併を想定したものでありまして、現行法規上、他種機関との合併は不可能でございます。改革基本方針では、「制度的な制約を解消した段階で、長野県農業信用基金協会と統合」ということになっておりますが、制度的な制約を解消するために必要な法改正を現在のところ国は考えておらず、合併は困難という認識を持っております。

また、現在、信用保証協会は、金融機関との責任共有制の導入、再挑戦支援保証の創設など、大きな転換期を迎えております。さらには来年1月でございますけれども、全国20協会との電算共同化も控えておりますことから、農業信用基金協会さんとの合併はますます困難になってきているという認識を持っております。私からは以上でございます。

(農業信用基金協会参事 中川利勝)

農業信用基金協会の中川でございます。それでは基金協会の意見を若干申し上げたいと思ひます。基金協会は、昭和36年12月に設立されました。その目的とするところが、農業者等に対する貸付の保証、農業経営の近代化に必要な資金、その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にするために設立された団体でございます。農業経営の生産性の向上だとか、農業経営の改善に資する、そういったところが設立の目的でございます。設立の根拠法は、農業信用保証保険法とい

うところでございます。先ほど来、県信用保証協会さんの方からも話がありましたけれども、基金協会も合併並びに事業の譲渡という項目は、法律の中で定められております。ところがやはり、合併なり事業譲渡するに当たっても、同様な、同じその基金協会同士の合併、譲渡と定められております。そんな中で、今、県信用保証協会さんと合併しなさいということになっても、なかなか法律上は難しいのかなと考えてございます。

この19年3月末の基金協会の業務の状況でございます。保証の残高、保証を引き受けた残高でございますが、2,408億円。求償権の残高、今まで代弁をして求償権となったものが55億円。平成18年度中、新規に代弁をした金額が15億円余でございます。

それで、結論から言いますと、県信用保証協会さんとの合併、なかなかこれは難しいかなと思います。一つは、既に保証の引き受けする業種等について、県信用保証協会さんと基金協会では、一応のすみ分けができていないのかなと考えているところでございます。

それともう1点、業務のシステム回りでございますけれども、県信用保証協会さんもそうでしょうけれども、農業信用基金協会の場合、各県に基金協会というのがございます。それで各県のJA並びに基金協会のシステムというのは、農林中金が開発したJASTEM(ジャステム)という全国レベルのシステムに統合されてございます。そんな中で、それを長野県だけそこからはずれてということも、なかなか無理があるのかなというような気がしてございます。

それともう1点、JA系統との結びつきが非常に深いということの中で、法律上はJAのみならず県下の金融機関さん、銀行、信金、今後は県信用組合さんも保証ができるというような格好で考えられてはおりますけれども、実質、今のところ実績はございません。農協さんからの保証引き受けのみでございます。

そんな中で、基金協会としても、各JA、それと県、市町村から出資をいただいて運営をしているところでございます。あらあら申し上げて基金協会の意見とさせていただきたいと思っております。

(市川部会長)

各委員の方からご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

(小林委員)

確認なんですけれども、要は法律面でも実質面でも意味がないですよというのが、結局皆さんの主張ということですよ

(長野県信用保証協会総務部長 塚田剛義)

まず大前提として法律改正にならないと、非常に難しいかなと考えております。

(小林委員)

ではもう一つ、この検証シートのところで、信用保証協会の方で、右側の実施状況のところで、「中小企業者に対し、統合のメリット・デメリットを提示し、その上で要望があれば議論すべき」となっているんですが。これはおそらく、この議論があればそれも実質的なものを補強するのではないかなと思うんですが。これは何か実践されて、何か有益なものがあったんでしょうか。

(事務局)

すみません、この欄は県でつくったものなので、説明させていただきます。国に対して提案したところ、国から省庁統合と同義であるとか、こういう議論をすべきであるという反応があったという、そういう記載でございます。

(小林委員)

わかりました。

(市川部会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。これで半分終わりましたので後半に向けて10分休憩いたします。

(休憩)

(5) (特)長野県農業会議、(財)長野県農業開発公社、(財)長野県農業担い手育成基金

(市川部会長)

再開したいと思います。農業担い手の育成基金と農業開発公社さん、それから県農業会議、これを一緒にまいりたいと思います。では順次説明の方をお願いいたします。

(長野県農業会議事務局長 平沢進一)

農業会議の事務局長の平沢と申します。よろしく申し上げます。農業会議の方からは独自の資料は提出してございませんけれども、県の方で作成しましたお手元にナンバー4の資料というのがございますが、それに沿って意見を述べさせていただきたいと思います。

県の方からも説明があったかと思えますけれども、16年に策定された県の改革基本方針では、農業会議は農業開発公社との事務局統合を進めるとともに、制度的な制約を解消した段階で組織統合するというものでありました。この制度的な制約の解消については、県の方で国への要請を行ったようですが、制度改正というような意思はないと、私も聞いております。こういうような背景の中で、農業会議では、現況の欄にありますように16年5月には農業開発公社との事務局統合を図るとともに、農業会議では4部制のものから3部体制というスリム化を図ったということでもあります。さらに右側の効果の欄にありますように、情報の共有化、あるいは事務の効率化、共通管理経費の節減等、コストの削減が図られるとともに、農地等にかかる相談業務のワンストップサービス向上が図られたというところでもあります。

またこの19年4月には、農業担い手基金事務局とのワンフロア化を進め、農業会議と農業担い手育成基金がそれぞれ行っていました新規就農、あるいは担い手関連業務の効率的、効果的な推進に努めるというような形をとりました。

さらに一番右側の統合の問題点であります、農業開発公社を含む他団体との統合につきましては、制度的な制約ということで、(1)にありますとおり、農業会議は都道府県に設置が義務づけら

れております。またその業務は、農業委員会等に関する法律第40条に限定列挙されているということで、この中で一番は、経済事業はできないということになっております。このため、農業開発公社が行う農地の売買等の保有合理化事業や、農業担い手育成基金が行う資金運用や、それに基づく貸付業務などは実施できないということでもあります。このことは、農業会議は農業者の代表によって選ばれた方を中心に構成される審査機関の一面を持っておりまして、農地法に基づく知事からの諮問・答申業務について、公平・中立な立場から行うこととなっております。農地の権利主体となる団体や経済行為を行う団体との統合をすることは、一面でアンパイアとプレイヤーというようなものを兼ねてしまうというようなことから、これは統合できないという大きな理由の一つでもあります。

このため農業会議では、既に公社との事務局統合、あるいは基金とのワンフロア化により、事務の効率化やコストの削減、農地や担い手業務の効率的、効果的なサービスが可能となり、組織統合と同じレベル、またはそれ以上の効果が今果たされているのではないかと考えております。また農業会議は、経済事業を行う他団体との統合はできないということから、今後はこの体制を維持しながら、一層の事務事業の効率化に努めていきたいと思っております。可能な改革事項は、既に着手しており、これにより十分な効果を上げておりますので、改革基本方針にあります公社との組織統合については、見直していただきますようお願い申し上げます。私の方からは以上であります。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

農業開発公社理事長の坂口でございます。まず農業会議との事務局統合につきましては、ただいまの農業会議からの説明のとおり、16年5月に実施済みでございます。それによって公社サイドでは、県派遣職員2名が0になった、あるいは3部体制から2部にスリム化した、共通管理経費が減ったと。またワンフロア化によって、日常の情報の共有、あるいは会議の相互参加、こういったことで、事業推進効果が出てきているということでございます。

制度的制約を解消した段階での農業会議との組織統合についてでございますけれども、これにつきましては、県が国に要請を行ってきましたが、国は制度改革を行う意思は現在ないということで、その根拠は、先ほど農業会議の説明のとおり、同一組織が農地移動についてのアンパイアとプレイヤーを兼ねることはできないということでございます。

ちなみに現在県内で行われております1年間の耕作目的の有償所有権移転面積、このうちの47%は公社が関与したものでございます。公社は農地を買うときと売るときと2回権利移転を行いますので、その点考慮したとしても、農地の売買で担い手に集積される面積の約30%以上は公社経由でございます。このことから見ても、農地の売買の直接の当事者である公社と、第三者的な立場に立って審査する農業会議が同一組織になるということは、県民の目線から見たときに審査の公平・公正性の確保という観点からも、説明できないんじゃないかと思っております。

また経営基盤強化促進法の第13条の2に買入れ協議制度というのが設けられております。この制度は優良な農業団地の中の優良農地が例えば遊休荒廃化する可能性がある、そういったような場合に、農業委員会の申し出、市町村長から当事者への通知、こういった行政行為を経て、公社と地権者が買入れの協議を行うという、こういう制度ですけれども、これも組織が一つになっただけじゃ機能しなくなるということになります。

こういった問題点を押しつけてでも統合するということになれば、統合した後の組織の中に、農業会議部門と農業開発公社部門を設けて、それぞれが独立に意思決定できる、こういう中二階方式にする以外ないだろうと思いますけれども、これはスリム化、フラット化という方向とは逆行するものですし、かえって組織を複雑でわかりにくいものにしてしまうということになりますので、公社としてはこの事務局統合のメリットというのを今後一層発現するように努力していきますけれども、組織統合ということについては見直していただきたいと考えております。

それから次に農業担い手育成基金との統合の問題でございます。両組織は、組織の形態あるいは主な事業内容など相違点はあるものの、究極の目的は意欲ある担い手を育てて、規模拡大を支援していくということですから、農政部とともに、その指導を受けながら統合に向けての研究開発を行ってきましたけれども、その中でいくつかの課題が明確になってきました。一つは、県が県段階の保有合理化法人を指定する場合の、先ほどの資料の右側の(1)に記載してあります出資金比率等に関する制度的な制約でございます。これについても、県から国への要件緩和の要請を行いましたけれども、国は、資料の(2)にありますように要件緩和は困難ということでございまして、制度改正の見込みはございません。この規定が置かれている根拠は、保有合理化事業というのは、農地の売買という極めて私的な経済行為、その中に第三セクターという形でありますけれども公的機関が関与していくと、こういう事業でございますので、真にその農地の保有合理化と、その目的だけのためにこの事業を行っていく必要があると、このことを担保するための規定でございます。

県または市町村以外のものが主導権を持った形での団体が保有合理化を行った場合には、例えばJA等の場合には、JAは日常的に購買・販売事業、あるいは金融事業等で農家と深いかわり合いを持っているわけでございますので、そのかわり合いが、保有合理化事業の公平性・中立性というところに影響を与える可能性は否定できない。またJAは、一方で資産管理と言いますが、不動産事業もやっておりますので、保有合理化事業と資産管理事業がすみ分けが難しい。こういったことから、この規定が設けられていると理解をしております。

次に、ではこの現行の規定がある中で組織統合するには、理論上は担い手育成基金を解散して県公社に引き継ぐ方法、あるいは逆に県公社を解散して担い手育成基金に引き継ぐ方法がありますけれども、前者の場合は、県が新たに17億円以上の出資をしなければ2分の1規定がクリアできない。また後者の場合には、市町村分を含めれば表決権の2分の1以上という規定はクリアできますけれども、その場合にも次の点が問題になります。特に公社サイドでは、公社はその保有合理化事業を行う場合に、農家との間で10年以上の売買予約の契約、あるいは賃貸借契約等を結んでおりますので、解散するにはこれらの権利関係をいったん整理しなければいけないこととなります。契約農家とのトラブル、あるいはその間の事業の中断というようなことも懸念されるわけでございます。

また公社サイドから担い手基金に対して、特に担い手基金の県以外の会員に対して、どうしても組織統合する必要があるんだと、また組織統合すればこういうメリットが出るんだということ、説明できないということでございます。農地の売買事業は、農地の価格の変動というような形で非常にリスクが多いわけでございますので、そういった事業を担い手基金に引き継いでいただくということについて、基金サイドの賛同を得ることは大変難しいだろうと思っております。

こんな点で、現段階での組織統合は困難ということで、当面の可能な改革として、今年の4月に担い手育成基金と農業会議と公社とのワンフロア化を行ったわけございますので、今後は引き続きそのワンストップサービスの向上等、そういったことに努めていきたいということでございます。以上から、農業担い手育成基金との組織統合という基本方針については、ぜひ見直していただきたいというのが、公社の見解でございます。

(長野県農業担い手育成基金事務局長 早河群造)

社団法人長野県農業担い手育成基金事務局長の早河でございます。当基金は、本県農業の意欲ある青年農業者や新規就農者等の担い手を確保育成するための支援事業として、県が県民に直接支援できにくい部分を補完するための助成事業や、あるいは国から指定を受けた貸付事業を行っております。平成5年の基金発足から現在までの研修費や、あるいは住宅費助成など、9件の助成事業を行っておりまして、金額にして2億8,146万6,000円を助成しております。また平成19年から新たに3件の助成事業を創設する予定になっております。さらに平成7年から現在まで就農支援資金の貸付事業は、金額にして1億3,364万4,000円を貸し付けております。

改革基本方針以降、農業開発公社との統合に当たっては、各種課題を検討する中で、担い手の確保・育成問題は重要な課題であると認識しており、平成19年4月に農業会議と農業開発公社との3団体の事務所をワンフロア化にするために、当基金の事務所も前は農協ビルにございましたけれども、現在の県庁東庁舎に移転してまいりました。これにより相談者からの新規就農相談や担い手関連情報は長野県農業会議と、希望する農地へのあっせんなどは財団法人長野県農業開発公社と、それぞれ連携を図っており、今後ますます増加することが見込まれております。また利用者へのワンストップサービスの提供や、あるいは各種の就農相談情報の一元化と、市町村・農協との共有化により、事業の効率化、あるいは効果的なサービスの提供が可能になり、十分機能を果たしていけると考えております。

仮に農業開発公社へ統合した場合、担い手育成事業に賛同して出資した110会員の中から、本来の担い手育成の基金設立の趣旨が正確に反映されているかどうか疑問視する意見も多く、また会員の総意に基づき組織運営を行う社団法人の基本的性格からして、改革基本方針で示されている農業開発公社との統合については、見直していただくよう強く要望いたします。以上でございます。

(市川部会長)

よろしいですか。では委員の方からご意見等ありましたらお願いします。

(小林委員)

確認なんですけど、これは結局、法制度の問題と、それからいわゆる事業としてどうなのかという問題ですね、その両方から今おっしゃっていると思うんですが、少なくとも法制度上はまず無理だというお話が一つなんです。それから事業上も、要するに形状ですか、経営としてやっていく上でも、さっきおっしゃったように、二律背反しているようなそれぞれの役割があるので無理だとか、それから少なくともいわゆる一緒になるメリットがないというお話、2つあるわけですね。

僕は、例えば、ここの理由の中で、公社に全額寄附した場合、過半数を下回ってどうかこうとかということを経由にはされているんですが、こういう技術的な問題は、いわゆる経営合理性があるならば、例えば農協の方に、株式会社等の出資持ち分とは違いますから、もともと払い戻し請求権があるわけではないので、農協の方もいったん出した以上は、それはもう戻すものではないわけだから、ある意味では放棄をしていただくか何かという形の中で調整は、もしそうすることによって得られる効果が大きいならば、何かあまりこれは、しないための理由のような気がするんですね。だから、やっぱりやる意味がないということなんですか。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

まず農業会議との関係については、今おっしゃられるとおり二律背反の立場があるものが一つになった場合に、県民から理解されないだろうと。それから担い手基金との関係については、やはり、ワンフロアになって、ワンストップサービスができて、それ以上組織を無理して統合してどういうプラスがあるんだろうかということが説明できない。

それからもう一つは、確かにその出資比率云々のテクニックの話はまた、公益法人の指導は県の方ですから県の方と議論をしていただきたいと思うんですけども、この規定が設けられているのは、ほかの事業をいっぱいやっているところが合理化事業をやると、例えば不動産事業をやっているところが合理化事業をやると、合理化事業で買った土地が不動産事業に回ってしまってしまったりとか、本来、民間の農地売買が一般のところについて、農地の保有合理化というために公的機関が入っているわけですから、その部分を担保するには、きちんと公共機関が、リーダーシップを持ったところがやるべきだと。そのことのあらわれが、その規定だと思っていますので。そのテクニック上の話はまた県の方と議論をいただきたいと思います。

(沼尾委員)

すみません、確認ですが、今、事務局統合されていますね。農業会議、公社。これは今の二律背反のご指摘がありましたけれども、事務局統合であればさして問題はないと。違うんですか。

(長野県農業会議事務局長 平沢進一)

基本的には、事務局統合というのは、いわゆる意思決定としての機能は最終的にはやはり理事長であり、農業開発公社の場合は理事長であり、それから農業会議の場合は会長ということなんですけれども。あくまで事務局は事務局としての機能ですので、いわゆるスタッフとしての、私の場合、事務局長として公社の事務局長でもあり、農業会議の局長でもあるわけなんですけれども、そういう意味では、基本的には特に意思決定での問題というのは、なかなかこれは難しい問題なんですけれども、最終的に農業会議の立場として会長にどういう説明をするかとか、あるいは理事長に対してどういう説明をするかということで判断をしていくという面は持っていますけれども。ジキルとハイドという部分もありますけれども。そういう面で苦しいわけなんですけれども、一応そういう形でやっています。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

そういうことと言えば共通管理部門だけが一緒になって、まさに業務部門は全く別・・・

(沼尾委員)

その建前はわかるんですがね。やっぱり意思決定と分かち難く結びついているでしょう。にもかかわらず事務局統合は、そんなのは飲み込めますよというような大丈夫なのかと。わかりました。

(岡村委員)

みんな関連しているが、形式的な要件というか成果をあまり追求するのではなくて、むしろ実質的な効果を評価すべきではないかということは、非常によく理解できました。事務所をワンフロア化したことによってワンストップサービスの提供が可能になりましたと。具体的にこのワンストップサービスというのは、どのような効果が出てきているわけですか。

(長野県農業会議事務局長 平沢進一)

よろしいですか、農業会議の方から。実は、先ほどお話し申し上げたように、農業担い手育成基金の方は、この3月まではJAのビルで新規就農の相談等を受けていました。土地の情報というのは、農業開発公社が持っていますので、では土地については、適地があるかどうかはこちら(県庁東庁舎)の方へまた出向いてお聞きくださいと。それからさらにその方たちが就農すると、いわゆる法人経営の分、例えば簿記の関係であるとか、そういう具体的な部分、もう一つは法人登記する部分については農業会議の方でやります。では新規就農、土地も手当てもできた、いよいよでは法人登記もしていきたいといったら、また農業会議の方へ出向かなければいけないというような問題。いきなりそこまで持ってくるのは、ステップがありまして、新規就農の方、大体この4月から一応月平均10件ぐらい、問い合わせがあるんですけども、その方たちの中で、実際我々の事務室においてになって、3件か4件ぐらい、具体的に相談、法人設立までどんなことをやったらいいかということも実際にやっています。そういう具体的なメリット、今の段階ではそんなメリットでございますけれども。

(青木委員)

すみません、農業会議さんとはなくて、農業開発公社さんと農業担い手育成基金さんの統合というのは、よその県で結構あるような気がするんですけども、そういう情報がもしおわかりになっていたら教えていただきたいのですが。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

一部の県ではやられているところがあるようです。ちょっと調べてみてありませんけれども、基本的には、そういったところは両方とも、言うならば県マターの法人なんだろうと思うんですよ。農業開発公社は県100%出資の財団です。長野県の場合は、担い手育成基金は、県は25%出資ですけども、JAグループが50%弱持っているというようなことです。ほかの県の場合は、おそらくそういう統合した団体、両方とも県がイニシアティブを持っている団体ということなんじゃないかと思えますけれども。ちょっと細かくは申しわけございません。

(青木委員)

すみません、統合することによって、事務所のワンフロア化以上に、農業者に対するサービスが向上できるのかというようなことを思うんですけども、そういうような観点ではないのでしょうか。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

まず公社サイドで考えますと、統合した場合に、例えば、確かに組織は一つになるかもしれませんが、実際にやっている業務から考えますと、今、公社が持っている農地の売買というのは、地区段階に実際に職員がいて、それをやらなければいけないわけですし、また農業担い手育成基金サイドでは、今の20億円の資金運用から、また資金の融資からといったものについて考えると、おそらく組織の形とか、人員とかを、この統合によって減らすということは、おそらく不可能なんじゃないかと、今の業務実態から見て考えておりますし、そうすると何があるんだろうかということになって、はたと迷ってしまうということでございます。

(小林委員)

当初の基本方針も、制約を解消した段階で云々となっているんですね。そうすると、皆さんの主張は、制約そのものがまだ解消していないんだから、そういう意味ではまだ継続状態だと思うんですが、ただ、制約を解消したとしても、やっぱりだめだよというお話にここで変えたいということなんですね、要は。

(長野県農業会議事務局長 平沢進一)

これ以上のメリットをどのように出すかということと、いわゆる就農者に1カ所で既に業務も開始していますし、それと組織を統合してもそれ以上のメリットはどこにあるのか、要するにあるいは経費の問題です。今の配置もしていかなければいけないというのは、現実起こりますから、そういうことでは、我々のところでやっている検討が不足しているのかもしれませんが、今考えるとそう思います。

(小林委員)

そうすると、開発公社と農業担い手育成基金のところの制度的なものは、過半数云々の話なんですね、結局。制度の制約要因は。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

制約要因は主導権のお話です。

(小林委員)

そうすると、そういう意味では、今後それを、今回の見直しをもしするのであれば、さっき技術論というお話があったんですが、例えば技術論でもし解消できるんだったら、それはもう制約要因がなくなってしまうわけで、なおかつここで変えたいということであれば、やっぱり何らかの、分けておくことの大きなメリットをもっと主張をする必要があると思うんですけどね。ちょ

っとそれはまた技術論の問題もあわせて検討しなければいけませんけれども。

(市川部会長)

農地法による合理化法人というのは、これは1県に一つしかできないものですか。

(長野県農業開発公社理事長 坂口 勝)

県段階の県域で事業をやる合理化法人は、県公社一つです。それから市町村段階でいけば、市町村公社もできますし、JAも合理化法人の資格を持ってやることができます。ただ、JAの合理化法人、長野県では9つぐらいやっていますけれども、その場合には、先ほど言った農協は一方で不動産事業をやっているというようなものがあったり、あるいは売買ということになると、5年、10年、土地を持つので非常にリスクがかかるといったこともありまして、9つのJAの広域法人は、賃貸借は作業受託をやるけれども、農地売買はやらない、農地売買は県公社を通してやる、こういう形の仕組みになっています。

(市川部会長)

農業担い手育成基金の関係ですが、出捐金が20億円ですね。これ見ると設立後もう14年になりますね。20億円の割合には業務量が少ないと思います。職員だって、これ全県をカバーしているわけですね。全県カバーして、現実には常勤の職員は1名ですか。窓口みたいのはそれぞれのところで持っているんですか。

(長野県農業担い手育成基金事務局長 早河群造)

すべてこちらの事務局一本で対応しております。

(市川部会長)

長野県はこれだけ広くて、事務局だけでやっているんですか。

(長野県農業担い手育成基金事務局長 早河群造)

ただ、そうは言いましても、実際、就農相談になりますと、農業会議と連携し、そしてまた県と、あるいは農業大学校と、あと市町村とか、普及センターとか、それぞれ連携を図って対応しておりますので。

(市川部会長)

貸付残高を見ても5,200万円ぐらいしかない。

(長野県農業担い手育成基金事務局長 早河群造)

ただ、例えば基金の本体の運用につきましても、今現在は大体平均で3%で運用しておりますけれども、設立当初には1%満たない程度でございます。それで果実が大体、平成10年度あたりで2,200万円程度ですね。そうしますと、基金20億円に対しまして1.1%、そんな低金利で運用していますので、事業の中身についても、やっぱりそれにふさわしい事業という話であれば、当然

事業はだんだん縮小していくこととなります。ただ最近、17年から外国債を導入した関係につきまして、金利が大分大きくなりまして、3%以上に運用しております。そうしますと、また新しい事業をどんどん取り入れまして、現在9事業ですけど、また19年度には新たに3事業増やして、また事業を開始していく、そんな予定になっております。

(市川部会長)

全体の経営の話になると、農業担い手育成基金さんの関連の問題ではなくて、公社を民間にみたいな話になるんでしょうけれどもね。法人化が認められたり、NPO法人ができて新しい農業育成を企業は本当に考え始めていますよね。そういう中でうまく統一がとれてやっているのかなというようなそんな感じがします。それは補足で、直接関係ありませんが。そうすると農業担い手育成基金のあり方というもの、ほかのサイドからやっぱり有効に使えるような方式というのは、行政当局がいいのか、農業団体がいいのか、結果的にやっぱりそれを生かしていく方法はそのようではないかなというような、私の感想です。

ほかにはよろしいですか。はい、ありがとうございました。ではその次に長野県テクノ財団さん、ではお願いします。

(6) (財)長野県テクノ財団

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

テクノ財団の専務理事の小山です。よろしく申し上げます。では私の方から説明をさせていただきますが、特に資料をお出ししてございませんので、口頭で説明をしたいと思います。まず県の方針を受けまして、財団がどんなふうに取り組んできたか、若干説明したいと思います。財団としては、まず人件費の削減をやろうということで、24人いる職員のうち3人減らして21人体制にするということで取り組んできております。それから県の職員の後任につきましては、県のOB、また民間のOBで補充するという、ほぼ計画どおり取り組んできたところでございます。

それでどんな問題が、今、発生しているかと言いますと、本部に9人いるうち3人を減らして6人にしたということで、実働部隊が5人いたのが3人になって、それがOBにかわったということで、実質的に本部の事業能力が半減してしまったというようなことがありまして、例えばコンソーシアム等の管理法人は、従来、本部でやっていたわけですが、今年だと4本、2億5,000万円の事業を引き受けているわけですが、1本だけは本部でやって、あと3本は地域センターにおろしているというようなことで、地域センターの事業に影響が出ている、あるいはある支部によっては、事務処理上の若干トラブルが出るというようなことが発生しております。

それから本部では全県対象の事業をやるということで取り組んできたわけですが、本部のパワーが足りないということで、例えば昨年ですと「組み込みソフトがこれから大事だから研究会をつくってくれ」というような企業の要望があったわけですが、そういうものを地域センターでやってもらうとか、あるいは新材料の研究会とか、新潟県の交流会、そういうものについては、知的クラスター本部でやってもらうとか、手分けして事業に取り組んでいるというような現状がございます。

それから知的クラスター 期の関係につきましては、昨年からあるということはわかっていたわけですが、実際、公募になったのは、今年の2月初めに公募の説明がございまして、3月29日までに提出ということで、2カ月あまりで提案書をまとめるという、短期集中の腕力と言いますか、パワーのいる仕事でございまして、たまたま県の職員が2人いたので取り組むことができたわけですが、OBだけではなかなか難しかったのではないかと考えております。

そのようなことを踏まえて、この改革基本方針策定以後の環境変化に伴いまして、県への要望事項ということで、3点ほどお願いしたいと考えております。一つは、長野県産業振興戦略プランの策定に伴うものでございます。この3月に策定されました産業振興戦略プランの中で、私どもの財団はナノテクと地域の基盤技術を融合するための産学官連携の中核機関と位置づけられておりまして、その実効性を高めるために財団の機能強化を検討する旨、プランにも述べられております。財団としても対応してまいりたいと思うわけですが、何にしても人手不足でございますので、県の政策の一端を担うわけでございますので、それに必要な人員について、ご考慮をいただきたいと考えております。

それから2点目が知的クラスター 期への対応でございます。知的クラスターの 期については、県の指導と言いますか、県知事が提出したという形になっております。知的クラスターにつきましては、今の改革基本方針の中でも県の支援を認められてきた経過もありますので、採択になった場合には引き続き県の職員2人の派遣をお願いしたいと考えております。

それから国の開発資金の導入の件につきましてですが、ご承知のとおり国は科学技術立国ということで、公共事業とか一般の経費は削減しているわけですが、この関係の予算だけ増やしてきたという経緯もございます。そういう中で、地域枠、知的クラスターもその枠に入っているわけですが、そういう中にいくつかのメニューもありますし、またこれから新しい地域振興のプロジェクトも出てくる可能性があると考えております。それで、三位一体の改革によりまして、国から県への技術開発の補助金というのはカットされる中で、国が直轄で補助金を出すというような形になっておりまして、こういう国の開発資金の導入というのが、産業振興上からも重要になってきているのではないかと考えております。それでこれらの資金につきましては、私どものような財団が受け皿になるケースが多く、外部資金導入の窓口として財団の重要性というのが高まってきたのではないかと考えております。

それで、このような大きなプロジェクトに対応するためには、先ほども申しましたが、なかなかOBだけでは力不足でございますので、パワーのある若い人、また若いセンスも必要でございますので、この面でもご支援をいただければと考えております。

先の改革基本方針では、産学連携は民間主体でやるべきだということで、運営費も人件費も民間で用意しろというようなことで書かれているわけですが、実は私どもについては、八十二銀行、あるいはセイコーエプソンから人員が派遣された時期がございます。ただ最近になりまして、なかなか株主の目が厳しくなったと、株主の理解が得られないというような理由で引き上げられてしまいまして、今は民間の人は1人もおりません。そのようなことで、産業政策の一環として県でぜひ面倒を見ていただきたいと考えているところでございます。県職員の場合、県内企業の経営支援とか、あるいは融資、あるいは異業種交流等を通じて、県内企業を幅広く知って人脈もありますし、また国、大学とも業務でつながっておりまして、県の職員の場合は即戦力として使えるということで、私どもとしても期待しているところでございます。

私ども財団につきましては、昨年も国から13億円余りの資金導入をしてきたところでございまして、今年も知的クラスター事業で採択になれば、やはり12、3億円というようなお金を国から持ってくるという形になるわけでございまして、もうちょっと評価されてもいいのではないかと考えているところでございます。以上、3点について、ご要望を申し上げたところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(市川部会長)

ありがとうございました。委員さんの方でご意見等ありましたら。

(岡村委員)

方針に基づいて、9人のうち3人減った、事業が半減したと、大変なご努力をされて事業をしていただいたということだと思います。先ほど話にありました長野県産業振興戦略プラン、これの中でテクノ財団は中核機関に位置づけられたとご説明をいただいたわけですが、この中核機関と県の関与の必要性と言ひますが、もう少しそれを具体的に何かお話をしていただければと思ひんですけれども。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

その中でナノテク材料活用支援センターの設置というのが一つの目玉になっているわけですが、それを財団に設置して、知的クラスター事業と一体になって、知的クラスターの成果を県内企業に波及させて、既存の産業にナノテクを加えることによって、より競争力のある産業製品を生み出していくと。そういうお手伝いをしろというのが、私ども財団の使命になっております。当然、これは財団だけでは難しいということで、県も一体となつていただければと。

(岡村委員)

今、実はご説明いただいて、私もこれ、ぱらぱらと目を通して見たんですが、一番のトップページに知事さんのお言葉で、「この戦略プランに基づく重点プロジェクトを、県と関係機関が一体となって効果的かつ計画的に推進することにより、力強い長野県経済の構築を図ることが可能となる」というふうに、トップ自身が何か大きな方針を示しているんで、その辺でテクノさんも県と一体的にやっけていられるのかなということで、今のお話をお聞きしてみたわけですが。当初の予定どおり、県職員の派遣、あるいは人件費の補助というものが全く廃止された場合には、どんな問題が想定されるんでしょうか。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

手っ取り早く言へば、知的クラスター事業については、財団としては対応できなくなります。県から2人来なくなれば、市町村も多分出さなくなりますから、事務局体制はできないということで、これは返上せざるを得ないですね、財団としては。それから産業振興戦略プランの関係についても、今的人员で、要するに既存事業で、先ほどお話ししたように手いっぱいでございますので、それに上乗せてして今言ったようなことをやれというには、やっぱりそういう人が来てくれなければ、財団としても、プラスアルファでの仕事はできないということになると思ひます。

(市川部会長)

今の研究開発型だの、知的クラスターもそうですけど、プロジェクトをやっていく場合に、国は今、資金をそれなりにどんどん落としていますけれども、そういうのは、受け皿というのは、必ずいろいろな団体というか、そういうものをつくるということところに出しているんですか。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

資金の流れとしては2つあるんです。直接企業にやるのと、それは金額的にそんなに大きくないですね、5,000万円とか、せいぜい1億円と。それから例えば今やっているものづくり革新みたいな、企業と大学とコンソーシアムを組んでやる、そういうのは大体うちが受け皿になるわけです。だからコンソーシアムは3年で6億円ぐらい来ますね。それから知的クラスター事業だと8億円の5年間、40億円の金に来るわけですね。それはやっぱり大学と企業と試験場とかそういうのでコンソーシアムを組んだものについては、管理法人を県的なところでやれという形になるわけです。

(市川部会長)

受け皿をつくるのは、行政が主体ということではないですよ。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

だから県は受け皿にはならないですね。

(市川部会長)

ならないですね。

(沼尾委員)

民間、例えばエプソンさんの名前が出ましたけど、株主の理解が得られないというようなお話があって、それについては仕方がないとお考えなんですかね。もしそうであるならば、県民の理解が得られないというふうに、いわば県職員を派遣することについても同じような話になるんじゃないですかね。つまりなぜ県職員だとして使ってもいいんだという話になるのか、そこら辺の理屈がよくわからないんですけれども。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

要はこれ、産業政策の一つとして、県がこれから、例えば産業振興戦略プランを取り組んでいくわけですよ。その場合に、私ども財団にその片棒を担いでくれというわけですから、私は当然、そういうことについて県が支援してもらわなければ、私どもとしてもできないということだと思っただけです。

(沼尾委員)

そうすると、今度やるプロジェクトについてだけ、人をよこせと、こういう要求になるわけで

すね。

（長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎）

私、3点申し上げましたよね。産業振興プランの関係で県の仕事をお手伝いするについてお願いしたいと。それから知的クラスター事業を受けるについてお願いしたいと。それから国から研究開発の資金導入するについても財団だけでは手が足りないからお願いしたいと。3点についてお願いしています。

（沼尾委員）

ですから、その特定のプロジェクトについて必要だということと、それから何かこの財団を恒常的に運用するためにやはり必要だというのが、分けて考えないと、さっきの理屈が邪魔するんじゃないかと思うんですけどね。いや、だから何で県職員を使っていいんだという理屈が立たないじゃないかと思うんですよ。県が力を入れている政策だから、一体となってやるんだというから、ではそれは当然人をよこすべきだろう、これはわかるんですよ。でも財団全体の運営について、県の職員をよこせという理屈は、またそれと違う理屈になってくると思うんですけどね。だからそこはやっぱり分けて要求をされないと、それこそ県民の理解を得られないというふうな県の言い方になってくることもあるんじゃないですかね。反対しているんじゃないですよ。どちらにしても、要するに説得的じゃないなということ、ちょっと思っているわけです。

（長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎）

最初は県が丸抱えで、うちの財団は、県の職員を全部派遣してやっていたわけですよ。最初はですね。それで、果実については民間と市町村と県で金は出してありますが、運営の主体は県で職員を出すということで、ずっとやってきたわけですよ。それで、私の前の理事長も言っていたんですけど、県もいろいろ大変だから、今まで10人来ていたのを、例えば本当に3人でも5人でもいいから、よこしてもらえればというような話はしていましたけどね。どこまで県の施策の部分で、どこまで財団独自の事業かという線引きは、産学連携といった場合、なかなか難しいわけですけどもね。ただ、県からある程度そういう若くて馬力があって踏ん張りのきくような人がいてもらわないと、なかなか大きなのを持ってくるのは難しいということをお願いしているわけです。

（市川部会長）

一つは、そのような問題になってくると、ある一定のレベルのプロパー職員を、ある一定数、常に確保するという、そういうような必要性というのは、財団としてはどう考えるんですか。

（長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎）

ですから大きいプロジェクトだったら、1年では終わらないですね。そのたびに県に戻っていったら、最初から県は人をださなくなる。だからある程度の人を置いておいてもらった方がいいですよ。

(市川部会長)

そうですか。そういう話になると、プロパー職員をきちっと置くようにすれば、ある程度それはいいという話は、その辺はどう考えるんですか。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

プロパー職員の話は、うちの例えば財政的に言いますと、今、1億8,000万円から1億9,000万円ぐらいの収入はあるわけです。それで人件費が約7,000万円ですね。それで管理費が約2,000万円。そうすると約9,000万円で、大体半分がそういうので固定されてしまうわけです。それで、うちは今、仕組債という為替で変動するので60%運用しているわけです。だから例えば為替が100円になると半分になってしまうわけです。それでかなり財源が不安定であるということで、この不景気の中で私どものような財団のほとんどは倒産してしまったわけです、早い話が。資金運用がうまくいかなくて。うちの財団はたまたまうまくやっているけど、これだって5年後までうまくいくかどうかわかりませんしね。そうすると、プロパーの職員を抱えるということは、雇用に私の立場では責任持てないということもあって、今、うちの職員は21人いますが、正規職員は1人だけです。それも退職すれば、もう臨時に変えるということで、みんな1年雇用に変えてきているわけです。それだけ財団というのは金利で左右されるので、なかなか人を丸抱えでやっていくというのは難しいんですよ。

(沼尾委員)

そのプロパーでなくて、その金をとってくると。とってくる金は、人件費に使えないんですか。要するにあってきた金で、そのとき必要な人を採用するというようなことは、これはできないんですか。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

うちの場合、例えば知的クラスター事業をとると、その事業に携わる事業総括とか、科学技術コーディネーターとか、そういうのはその中で面倒見れます。それはとったあとの話なんです。事業をとるときに、私は県の若いのがいると言っているんです。

(岡村委員)

沼尾委員の方から県民の理解を得るのが非常に難しいのではないかというようなことだったんですが、この委員の立場でちょっと言いづらい面でもあるんですけども。県関与の廃止について、経済界なり産業界なりというのは、どのような認識をしておられるのか、テクノ財団としてそのような情報をお持ちであれば、私どもも独自にかつて運動したことがあります。今日は委員という立場もあるのでそのことは。テクノ財団として、業界の反応を把握しているものがあれば、これも一つの大きな県民世論だと思うので。

(長野県テクノ財団専務理事 小山征一郎)

経営者協会で調査しましたね。その調査で、今回の見直し対象団体の中で反対意見の多かったのは、暴追センターとうちの財団だったんですよ。やはり私どもの財団は、県内の中核企業の

研究開発の支援という面では、かなり実績を持っていますし、毎年私どもで100コースぐらいのいろいろな人材育成コースとか、あるいはいろいろな技術関係の研究開発の研究会、そういうのを持っていて、大体参加者が毎年1万9,000人から2万人ぐらいになるんですか、延べでね。そういう面で、上はセイコーエプソンから下は10人ぐらいの、要するに研究開発をやっている企業はほとんどうちのお客さんになっていますよ。

(市川部会長)

ほかはよろしいですか。はい、ご苦労様でした。それでは中小企業振興センター、お願いいたします。

(7) (財)長野県中小企業振興センター

(長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男)

中小企業振興センターで専務理事をしております田島でございます。よろしく願いいたします。それでは、既に第2回の専門部会の中で、商工部のビジネス誘発課の方から既に詳しいお話をしておるといことで、特にその中身と、今日お話す骨格は違っているわけではございません。たまたま私が、ここにありますように、民間からの公募で専務といことで、2年前から預かっている機関でございます。そういうことで、この改革方針に基づいてやってきた、やった側から少し説明を加えさせていただこうかなと、こんな感じで資料をまとめてございますから、そんなところで見ていただければよろしいかと思ます。

最初は、改革基本方針があって、それに沿ってといことでやってきたと。比較的忠実に、方針に沿って改革活動をしてきたといことでございます。資料のA3の大ページで書いてございますのは、改革方針と、今日現在やっている中身の相関表をつけさせていただいておまして、そういう形でどういうことをやったのか、求められたことに対してどういう結果を出してきたかということがわかるようにまとめたつもりでございます。そういう中で、いわゆる選択と集中といことは、言われているとおりで、このとおりに実施してまいりまして、俗に言う支援センター事業といところに集中してございます。

それから結果的に、県職員の、県の関与を縮減するといことになって、職員の方はそこにございますように、間違いなくそのような人数に絞ってきております。なおかつ全体としましては、16年度は臨時も出向者も全部含めると90名でございましたが、17年度には63名、昨年は58名にしまして、今年度は、一部の事業も減らしたこともございまして、今日現在、実は46名といことで、16年度から言いますと人数的には半減したとい状態でございます。その中で、結果的に言いますと、事業の中身は、そこそこ減らしてはきているんですが、当然のことながら、例えば設備貸与一つとりまして、今日やめたからでは明日から仕事はゼロといことではございません。私も企業で製品をつくってまして、生産をやめても、基本的に今はPL法(製造物責任法)のことがありますから、もうほぼ永久的に面倒見なければいけないのと一緒に、そういったやめた事業についても、今、そういったフォローも含めてやっているといことを含めて、現在事業をやっているといことです。

結果的に言いますと、我々の職員は何をやらなければいけないだろうかといことで、施策そ

のものについては、商工部の施策の実行機関という位置づけでございますので、我々が実行するに当たりまして、いかにお客さんに付加価値をつけるかという、そのほぼ一点に集中したいいろいろの改革活動を進めてきているとお考えいただければよろしいかと思えます。そのために、ここに申しあげましたように考働指針、要するに羅針盤的なものをきちっと制定しまして、自分たちのやるべきことをきちっとみんなで認識し合う、そのことを支えるために、ちょっと難しい言葉で申しわけありませんが、TQM活動、これはトータル・クオリティ・マネジメントの略でございますが、ここで3つの質を上げようと、経営品質を上げようということ、まさにこれサービス、支援の質を上げようということと、仕事を進める進め方の質を上げようと、それから人材の質を上げようという、この3つの機軸で、これはプロパー19人でございますが、全員参画で非常によくやっていただいて、非常に大きな成果が出てきているなとこう感じております。

それから同時に、結局、ワンストップサービスということが盛んに言われると同時に、このセンターの自立化ということがかなり強く求められていると認識してございまして、そういうことの中で、結局、今、中小企業の皆さんは非常にニーズが多様化しております。事業は絞りましたが、一つ一つの事業に対しまして中身は非常に変わってきております。例えば創業支援にしましても、製造業があるかと思えば、介護施設を開業したい、美容院を開業したいというところから始まりまして、まさにトヨタに行って展示会でやりたいだとかを含めまして、非常に幅広く、しかもニーズは多様化していると。このことを、我々の19人、あるいは40数名で受けるということは、実質的には非常に難問だと理解しています。

そういうことの中で、産業支援ネット、これは全県の産学官金、お金も入れました68の機関の方が参画してきまして、これも約1年半くらい経過してございまして、非常にいい成果を上げている。こういうことで、全体的にお客さんに対して、支援ということに対する敷居をぜひ低くしていきたい、参加しやすくしたい、我々の事業をできるだけ知ってほしいという考え方で、産業支援ネットというのを立ち上げて、それなりに機能し出したという状況でございます。そういうことの中で、評議委員制度も予定どおり立ち上げさせていただきまして、昨年からはございますが、事業評価そのものも、18年度の事業評価ということ、つい最近やらせていただいたというふうなことで、一応改革方針に基づいたことにつきましては、実施してきた状況でございます。

そういうことで、相当、体質的には強くなった、あるいは意識としても非常に向上したということの中で、先ごろ産業振興戦略プランというのが出てきております。なおかつ我々も、2年間、お客さんのニーズをしっかりとらえていることの中で、例えば、やはり中小企業、何でも事業振興というのは、やはり支援というのは、そのポイントポイントで我々が支援した支援したと一生懸命言うんですが、結果的に物が売れて何ぼの世界でございますので、売れて何ぼの世界と言いますと、やはり持続的に、あるいは集中的に何か支援をしていくというような策もこれ必要だと考えまして、今年度からいわゆる中小企業の育成プロジェクトというものを新しく設定したり、それから地域活性化事業ということで50億円のファンドを組んで、お金の面でも支援をしていこうというようなことも、今年度から既にやり出してございます。

そういうことの中で、産業振興戦略プランが、ご存知のように8つの大きなプロジェクトをつくるということの中で、その大きなプロジェクトの中の、やはり物を売っていく、あるいはマーケティングという広いとらえ方をした、そのことがやはり長野県の産業は非常に弱いので、ここをぜひ強化したいということで、マーケティング支援センターというのを、基本的にはこの中小

企業振興センターの中へつくれと。これは来年の4月からということでございまして。それ以外に8つの施策の中の4つに我々が直接的にかむというふうなことが、その中に求められております。そのようなことの中で、非常に我々がやるべき位置づけというのは、ある意味では2年前に考えていた位置づけと、事業の範囲という言葉で申し上げますとほぼ近いんですが、基本的にはその中身が非常に拡大してくるということ、今、もう既に考えられております。既に来年度の予算にその辺のところも織り込みたいということで検討を始めてございます。

その中で、特にプロパーは現在19名いますが、残念ながら19名のうちの1名が専門性が高いので観光協会に出向しています。県から3名来ていただいているということの中で、やはりこれから増えることについては、今までできるだけ、可能な限り絞り込んできたと考えておりますものですから、増える部分につきましては、何とかいろいろな角度から人材を増やしていきたいなということもちょっと考えています。具体的に人数は、今、計算している最中でございますので、今日はお示しできません。いずれにしましても、プロパー職員の確保ということと、あるいは増員、あるいはその育成ということ、強くこれからやっていかなければいけないかなと。

それに見合った施策、それから付加価値をつけるということは、まさに我々のマネジメントの問題だと認識してございますので、我々自身はそういうことで、職員全員が、まさにお客さん、あるいは市場のニーズをもっともっと深く理解するという活動をしております。それから、これはまさに企業はものすごく事業環境が変化していますので、我々自身がそれに対する変化、対応力を数倍上げていかなければいけないだろうと。それから、当然のことながらいろいろなコミュニケーション力を上げる。それから一番はやはり、これらをコーディネートしていくというのが我々の大きな目的、あるいはやり方になってくると思います。このコーディネート力を上げる、この辺のところは我々のマネジメントの考え方でありまして、また職員のスキルを上げていく視点だなど、こういうふう考えております。そんなことで2年間やってきまして、これから19年度は先ほど申し上げましたことで、少し事業の中身がますますお客さんの競争力を上げるという視点でやっていきたいなと、こう考えておる次第でございます、ちょっと時間が長くなりましたけれども、説明は終わりたいと思います。

(市川部会長)

委員の方から何かありましたら、どうぞ。

(小林委員)

結局、見直しは、要は県関与の縮小をとってもう少し増やしていきたいというお話ですね。そうですね。ただ、ずっとこう見ていくと、先ほどほかの団体もいろいろあるんですけども、専門性の高いとか、だからこそ云々という話が、専門性が高いのであればあるほど、逆に言うとプロパーじゃないとだめだという議論、さっきからもいくつかあったんですね。そうすると、結局、県の補強するのは、何が結局目的なんですか。

(長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男)

結局、おっしゃるとおりで、専門性を上げれば上げるほど、まさにそのとおりなんです。ですから、例えば今、私たちが見てやっているのは何かと言いますと、専門機関だという限り、デス

クで座っていて何が専門性だという言い方をしています。逆に言うと外へ出ていけと。そういうことで、ここにいる人たちがハッパをかけられて、相当外に出て行くようになりました。ですからこの考働指針の中に、3現主義（現場・現物・現実）とよく言われる、3現に加えまして原理原則を加えました5げん主義でやれということを行っています。まさに委員さんおっしゃるとおりです。ですから、と言いながらそれを手薄で拡大していきますと、結局薄まるどころが絶対出てくるわけですね。それは事務、書類をつくる話、それから予算申請をつくる、あるいは何か新しい事業に対しまして制度設計するような部分、こういったような部分というのは、やっぱり県職の方の方が間違いなく長けているなど。それは県職員は県職員としての専門性を持っているわけですね。これ支援ということの専門性と、やっぱり専門分野が違ってくるという考え方ですから、そういう意味で言うと、そういう層別した考え方をしています。

（小林委員）

そういう意味では、県関与といっても、従来の県関与という、その当時の県関与と、今、皆さんがお考えになっている県関与は、全く異質だということになるわけですね。

（長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男）

私は、前の県関与の状態、あまり知らないのですが、2年間、極端に言うほとんど3人来ていただいていることの中で、あるいは日常の会話の中で、県とやってきたということなものですから。多分質は変わってくるんだろうと思いますけれども。

（小林委員）

ではもう一つ、一般の県民からすると、またこういうことをはずすと、もとへ戻るんじゃないかという懸念というのは、僕はあると思うんですね。だから、そうじゃない方向で、要するにプロパーの人は専門性を高めるし、県の人を持っているその専門性はそれで補完していただくと、全体としてその方がいいというお話だと思うんですが。その辺はなし崩しにならないというのは、やっぱりこの事業評価制度とか、そういうところで検証できるということなんですか。

（長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男）

いろいろなところでもそうだと思うんですが。例えば今、プロパーが平均年齢、実は49歳なんです。今、リーダーと言われている人たち、ここにいる人たちつかまえて申しわけありません、私ももう67歳ですから、この人たちも、あと3、4年しますとほぼリーダーとする人はもう、理論的にはいなくなります。そうすると、当然、逆にプロパーは、やはり基本的には、新陳代謝も含めて、増やしていかなければいけないと思っております。これだけの事業を継続するという意味合いで言いますと。49歳という平均年齢ということになりますと、ここ10年のスパンで物を考えた場合には、基本的には今のままでいきますと、基本的にプロパー職員はいなくなるという論理になりますので、これはもうちょっとまずいなと。ただ残念ながら、この2年間、そのことに手を、正直言ってつけませんでしたので。ただ、こういうことの中で議論するとなると、少なくともやっぱりこの機関ということ、外郭団体の一つとして県の商工行政を施行するということが、非常にこういうこととやるということのメリットは相当あると、私、企業から来た感じでも

非常に感じておるものですから、そのことについて、やっぱりやるべきだなと。

ただ、そのことについて、やはりコアはプロパーだと、基本的には思っております。ところがこれ、来年からもし採用しても、申しわけありませんけれども、私は設計していたんですが、設計者は10何年かかるという感覚にはなりません、やっぱり2、3年にはなります。逆に言うとそういうことをつないでいくということの一つ考えれば、ご理解はいただけるんじゃないかなと、それも一つの考え方だと思います。それからいろいろな制度設計をやっていると、それはある意味で短期間で来ていただくという手法もあります。これ、ですからいろいろの変化に、いかに柔軟に人も対応していくかということですね。ただプロパーはそう簡単に出たり入ったりというわけにはいきませんものですから、これ慎重にやっていかなければいけないなという、基本的にはそういう考え方は持っております。

基本的にやはり人を増やす、減らすということについては、正直言いまして2年前の3月31日までは、かなり厳しくやっていたものでございまして、たまたま4月1日から、3日後にこちらの方に勤めてしまったものですから、そういう感覚では、この事業を考えておりますものですから、そういう理由と、やはりお客さんからいかにこの企業がかげがえのない機関になっていくかというこの視点、そのためには付加価値の高い支援をやり続ける、どんどんそれに対する知恵を出していくという、これが我々に与えられた大きな使命だと考えておりますものですから、そんなところでやっています。

(青木委員)

大変恐縮です。小林委員さんと多分質問がダブると思いますけど、ちょっとあまり難しいことはよくわかりませんので。要は、前に県の職員さんが24人いたのを3人に減らしたわけですよ。プロパーが大事だというのはよくわかるんですよ。それから中小企業振興センターのあり方とか、重要性とか、それから県の産業振興を見たときに、これからの役割というのは非常に重いと思うんですよ。それはよくわかるんですね。自分がちょっと想像していたのは、その24人の県の職員、県もその人的関与も、これからはもっとやれと、そのかわり、それプラス財政的な支援もあってもいいんじゃないのかなということかなと想像をしたんですけども、今、お聞きすると、人的な支援というのはいらんだよという、そういう意味なんですか。

(長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男)

人的な支援は、空白ができてしまいますので、間違いなくこれだけの事業を拡大していったときに空白ができると思います。そのところは、いわゆる県の専門性を持った方がやっぱりいますので、その人たちはそれなりに支援をしていただくということは、支援というか出向ということに多分言葉としてなるんだと思うんですけども、というぐあいに考えております。

(青木委員)

今、県の派遣職員がだんだん減ってきているわけですね。極端に減りましたよね。そういうことによって、何か今、弊害というか、マイナス面を感じておられることはあるんですか。

(長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男)

私自身は、前はあんまりわからないもので何かあればと思うんですけども。これは、やはり事業内容は変わってきているものですから、そのことで1対1ではまず考えられないとは思いますが。現実問題として比較ができないんだろうと思うんですが。ただ、結局、この事業を、これを減らす、これを減らすと言ったんですけど、よく私が就任当時、20数名、厳密に言うと90名が63名ですから27名減ったと、16年から17年にかけて員数だけで申し上げますと減っているんです。結果的に多分、仕事量、事務量も含めて、多分10人分くらいが残った状態で、それを残った人がやっているという形だったと思います。ですからその17年度というのは、正直言いますと、お客さんに対して迷惑をかけることを絶対やるなということを、まず人数が減ったからこれは答えられないよということは言うなということで、相当その数カ月間というのは、かなり職員ががむしゃらに頑張ってくれたなと。そういう意味で言うと、非常にすばらしい職員がいたということは言えるんじゃないかなと思います。ですから、このことは正直言いまして、結果的に見ますとお客さんに対しては、当然のことながらお客さんから見た満足度は減っているかもしれません。10の答えを出すべきことが6になって、けども6でもいいから答えるという言い方で一時はやりましたものですから、そのところはお客さん満足度、正確に言うと下がっているということはあるんじゃないかなという気はいたしますけれども。

(沼尾委員)

と言いながら、優秀だからという感じがしましたけれども、観光協会に今1人出向されている、それはどういう事情なんですか。

(長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男)

たまたまここで物産振興をやっていたんですね。もともとそういう関係で観光協会に出向して、観光協会という名前が持続しているかどうかわからないですけど、その機能のところには1名出向していて、どうしても観光協会がその人が抜けないという事情で、今日まだ1名行っているということです。それはまさに観光ということについてのすごい専門性を持っている人ということで認識しています。

(岡村委員)

3人の委員さんの質問にもう大体尽きるわけですけども、センターの自立化が求められている、企業のニーズは多様化している、こういった状況の中で、産学官金のネットワークの強化を図っていききたいと説明をいただきましたけれども。このネットワークの中で、振興センターとして、官に期待するものというのは、どんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

(長野県中小企業振興センター専務理事 田島郁男)

官にですか。非常に難しいですが、やはり今回、産業振興戦略プランをつくっていただいた、ある意味ではああいうきちとした計画、旗印と言う方もありますけれども、そこをきちっと示してもらうことで、結局、我々もみんなそうなんですけど、ベクトルを合わせていけと言うんですけど、ではどこに向かってベクトルを合わせるかということで右往左往していると、非常にこれ

は力が分散してしまいますので、そういう意味では、プランをつくっていただいたということは、ものすごい大きな僕は進歩であるし、あれをある意味では官の施策の打ち出し方としてやってほしいなと思っていたことが実現できた。今回、あの戦略プランの中の一番後ろに、俗に我々もP D C Aを業務の中で相当強く要望してやっているんですが、P D C Aの考え方の中のレビューをしてアクションをとろうということが、ちょっと委員会の名前は変えていますけれども、最後のページのところに載ってまして、このことは、ある意味では非常に私の方から見ますと、望むべきことが非常に実現できたかなと考えてございます。そういう意味で言いますと、その辺のところ望んでいたこととございます。

(市川部会長)

よろしいですか。どうもありがとうございました。

3 閉 会

(市川部会長)

今日は以上でよろしいですか。今度は30日にもう一回あるということですね。

(事務局)

次回は5月30日の水曜日に開催いたしまして、下水道公社など残る8団体のヒアリングをお願いしたいと思います。詳細については、また文書でご通知をさせていただきたいと思っております。

(市川部会長)

今回のヒアリングが終わったあと、ちょっと時間をとらせていただいて、我々としてこれからどうまとめていくか相談させていただきたいと思っております。ご苦労様でした。